

令和6年度 水土里サークル活動初任者研修会 組織の設立及び活動内容について



高めよう 地域協働の力!

鹿児島県水土里サークル活動支援協議会

目 次

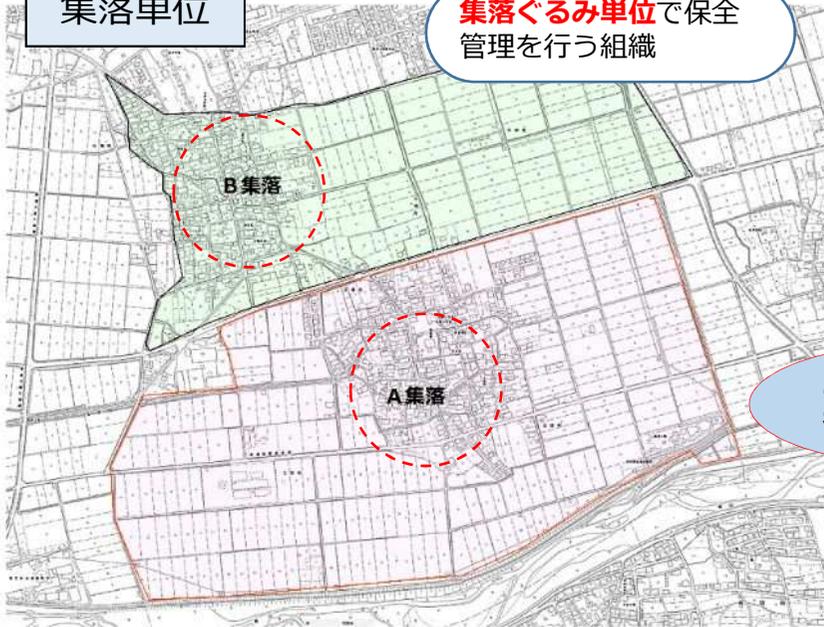
- ・活動範囲の考え方について P1 ~ P3
- ・認定の手続きについて P4 ~ P27
- ・長寿命化に取り組みについて P28~P33
- ・地域資源保全管理構想の策定について P34~P38
- ・活動項目番号について P39~P42
- ・任意様式（参考） P43~P46
- ・その他資料 P47~P49



活動範囲の考え方について

集落単位

集落ぐるみ単位で保全管理を行う組織



水系単位

ため池や堰などの水系単位で保全管理を行う組織。



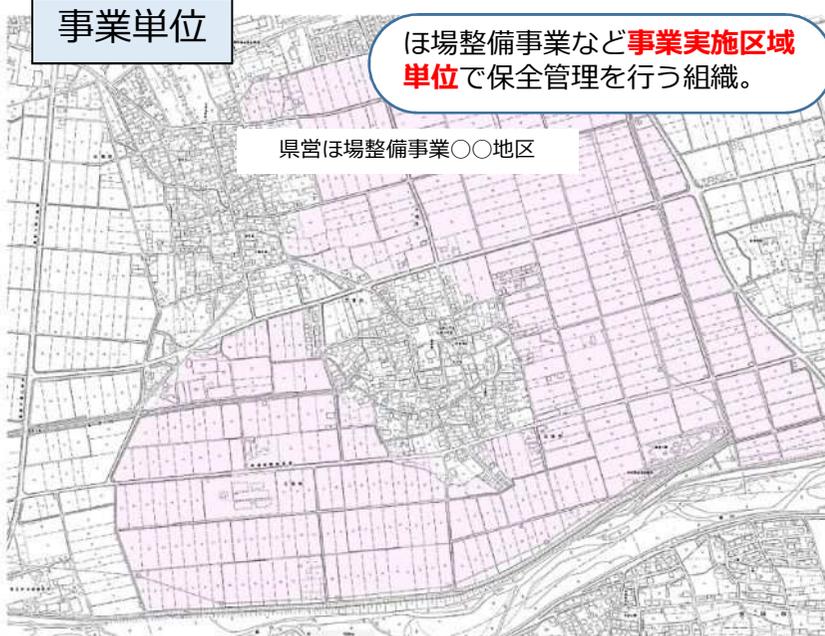
主に4つの例が考えられます。



事業単位

ほ場整備事業など事業実施区域単位で保全管理を行う組織。

県営ほ場整備事業〇〇地区

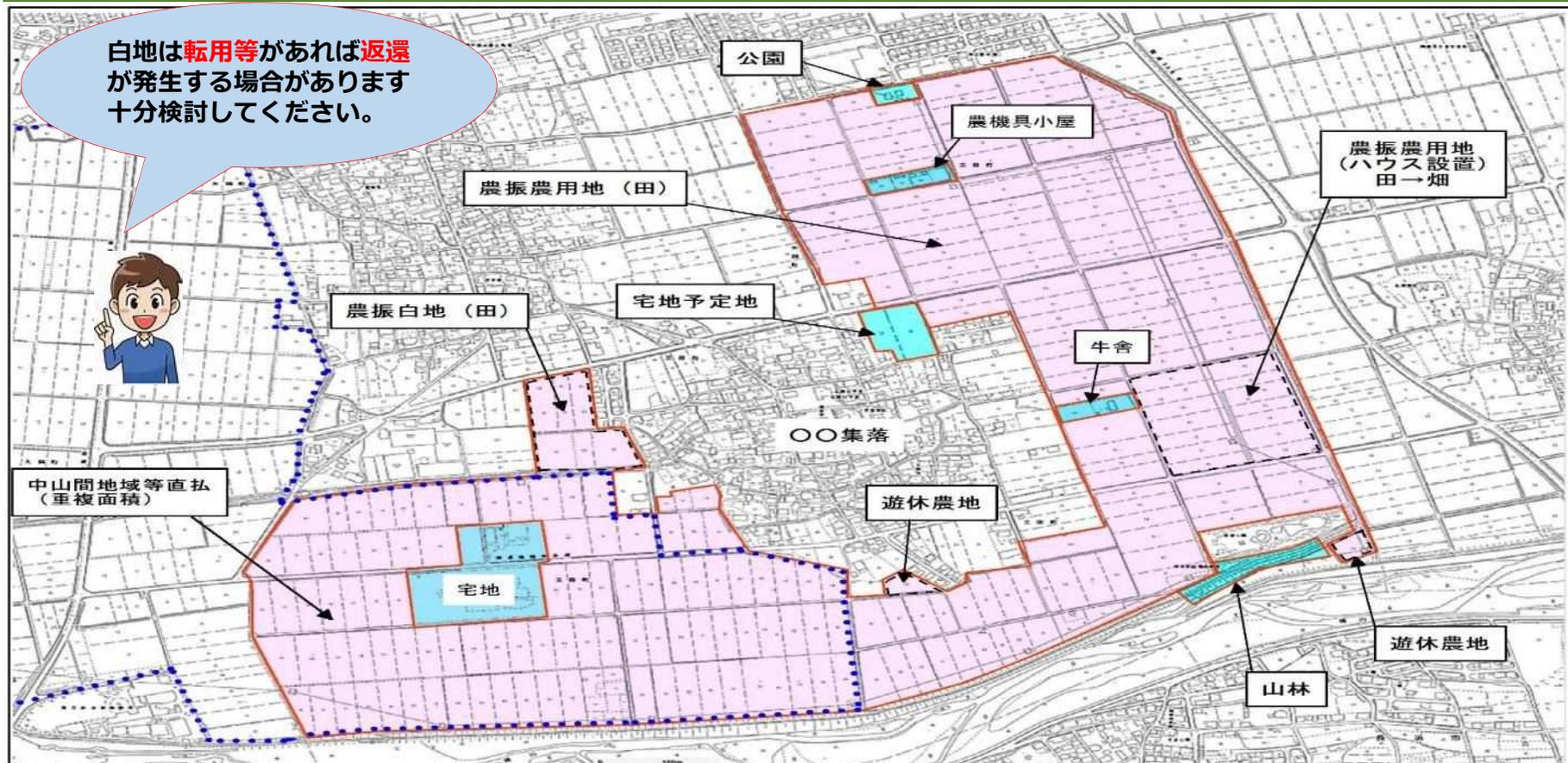


集落営農単位

集落営農組織単位で保全管理を行う組織。



農用地の区分（認定農用地面積・対象農用地面積）



○「認定農用地」とは組織が共同で**保全活動を行う農用地**です。

○「対象農用地」とは**交付金の対象**となる農用地です。

○農振白地は交付金の対象面積に含まれますが、期間内に**転用等が発生**した場合**返還の恐れ**があります。要確認。

○**公道**(国県市町村道)・**河川**・**山林**・**公園**・**畜舎**・**宅地等**は認定農用地及び対象農用地に**含む事はできません**。

○中山間直払いに取り組んでいる農用地も多面事業の農用地に取り込めます。※(**重複区間の**保管理は**多面の交付金で実施**)

○地目は「田」であっても、例えば、ハウスなどが建って「水田」の機能がない場合は**現況地目で判断**するので、「畑」と見なします。

○遊休農地を対象農用地として活動計画書に位置図付けた場合は**5年間で耕作可能な状態にする事**が必須になります。

実施区域位置図

(別添1)

実施区域位置図

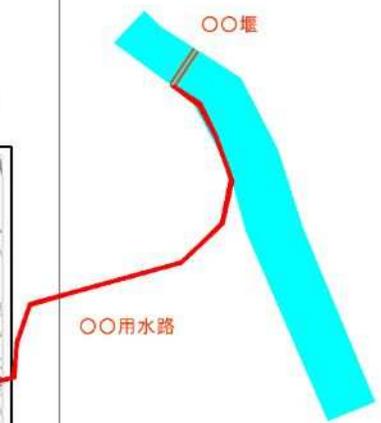
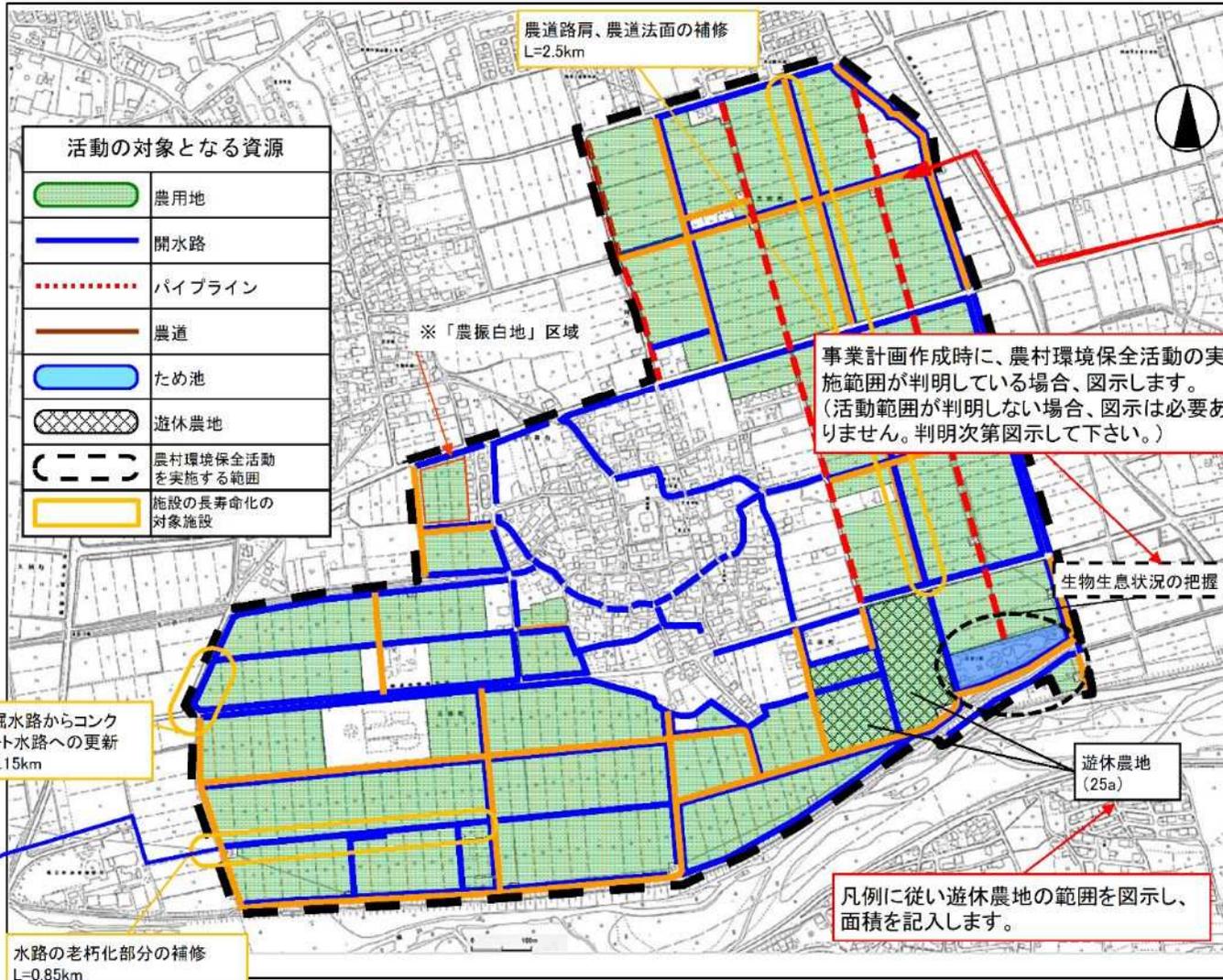
■ 1号事業 (多面支払)

□

- ・活動範囲の判別が可能な図面を添付します。詳細な図示は必要ありません。
- ・図面は複数枚になっても構いません。対象農用地や対象施設が隠れないように旗揚げをして下さい。

組織名称：

○○地域資源保全会



**保安全管理する用・排水路
農道は全て図示して下さい。**

活動する範囲を示しています。
この範囲以外で活動することは出来ません。



認定の手続きについて

認定に必要な書類（参考）

組織が作成する申請書類(様式)

①	規約(別記6-1)	
②	規約(別紙)構成員一覧	
③	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について(様式第1-1号)	P5
④	多面的機能発揮促進事業に関する計画(様式第1-2号)	P6
⑤	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(様式第1-3号)	P7
⑥	〃 実施区域位置図(別添1)	
⑦	〃 構成員一覧(別添2)	
⑧	長寿命化整備計画書(様式第1-4号)	
⑨	工事に関する確認書(様式第1-5号)	

※②:多面的機能支払交付金のみに取り組む場合は、活動組織規約の⑦別紙「構成員一覧」に代えることができます。

市町村が作成する書類(様式)

⑩	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について(様式第2-2号)	
⑪	〃 市町村が管理する施設の工事に関する条件(別紙)	
⑫	多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要(様式第2-14号)	

その他

⑬	総会資料一式(会次第・議事録・委任状・規約・内規等)	
⑭	農用地面積算出資料(図面)	
⑮	施設延長算出資料(図面)	P28
⑯	機能診断記録	P32
⑰	長寿命化の基礎資料(任意様式)	P33

活動組織が作成する様式です。

活動組織へ認定を通知
します。認定した内容は
掲示板等に公表して下さい。

総会等で承認された内容は
欠席者を含め**全ての構成員**
に**書面**をもって**周知**する
よう指導をお願いします。

計画認定の申請（様式第1-1号）

(様式第1-1号)
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式
○年○月○日

△△市長 殿

あいうえお活動組織
多面 太郎

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- 1号事業（多面的機能支払交付金）
- 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

3 その他

- 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

※に該当するため、書類の添付を省略する。

認定の申請書です。「市町村に提出する書類」は公印が省略できます。

申請期限は
6月30日です



☑事業計画の申請期限:6月30日

※地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れるなど特別な場合は、市町村長が、県を通じて、九州農政局長に様式第2-1号により届出を行った時は10月31日までに市町村長に提出することができる

- ・維持交付金⇒(実施要領・第1-5(1)事業計画の認定)
- ・向上交付金⇒(実施要領・第2-7(1)事業計画の認定)

☑1事業計画:多面的機能の発揮促進事業に関する計画(様式第1-2号)

☑2農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(様式第1-3号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画（様式第1-2号）

(様式第1-2号)
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

多面的機能発揮促進事業に関する計画

○年○月○日
あいうえお活動組織

1. 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況
(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標
(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2. 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

<input type="radio"/>	1号事業（多面的機能支払交付金） 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
<input type="radio"/>	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
<input type="checkbox"/>	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
<input type="checkbox"/>	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
<input type="checkbox"/>	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）

② 実施区域
(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類の別
(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容
(例) イ イの活動
活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。
ロ ロの活動
活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払（共同）」及び「(3) 資源向上支払（長寿命化）」に記載のとおり。

3. 多面的機能発揮促進事業の実施期間
(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4. 農業者団体等の構成員に係る事項
(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

市町村より指導をお願いします。
地域の特色を踏まえて記載します。

活動内容を踏まえて記載します。

取り組む交付金の種類のみ「○」を記載します。

組織の活動内容や地域性を踏まえた内容にします。



資源向上支払交付金(共同活動)に取り組む場合は構成員には必ず農業者以外の参加者が条件になります。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（様式第1-3号）

(様式第1-3号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

〇年〇月〇日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	(あいうえおかつどうそしき)
組織名	あいうえお活動組織
(ふりがな)	(ためん たろう)
代表者氏名	多面 太郎
(ふりがな)	(まるけんさんかくしまるちょう)
所在地	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇

I. 地区の概要（共通）

<活動の計画>

<input checked="" type="checkbox"/>	II. 1号事業（多面的機能支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	III. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	IV. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に（ ）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

公印は省略できます。

(主な記載内容)

- ・ 活動期間
- ・ 実施区域内的の農用地・施設
- ・ 実施区域位置図
- ・ 組織構成員一覧
- ・ 全体面積及び多面と中山間直払いとの重複面積
- ・ 交付金額
- ・ 組織の広域化・体制強化の計画
- ・ **活動の計画** ※(毎年度の計画策定)

※活動計画書は5年間の活動計画になります。
組織の実情に合った**無理のない計画**になるよう指導して下さい。

I. 地区の概要

1. 活動期間					
	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	令和6年度	令和10年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払 (共同)	令和6年度	令和10年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払 (長寿命化)	令和6年度	令和10年度	5年	○年度	○年度
中山間地域等 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業直 接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

活動の実施期間・取組内容について記載します。

活動期間は原則 **5年間**です

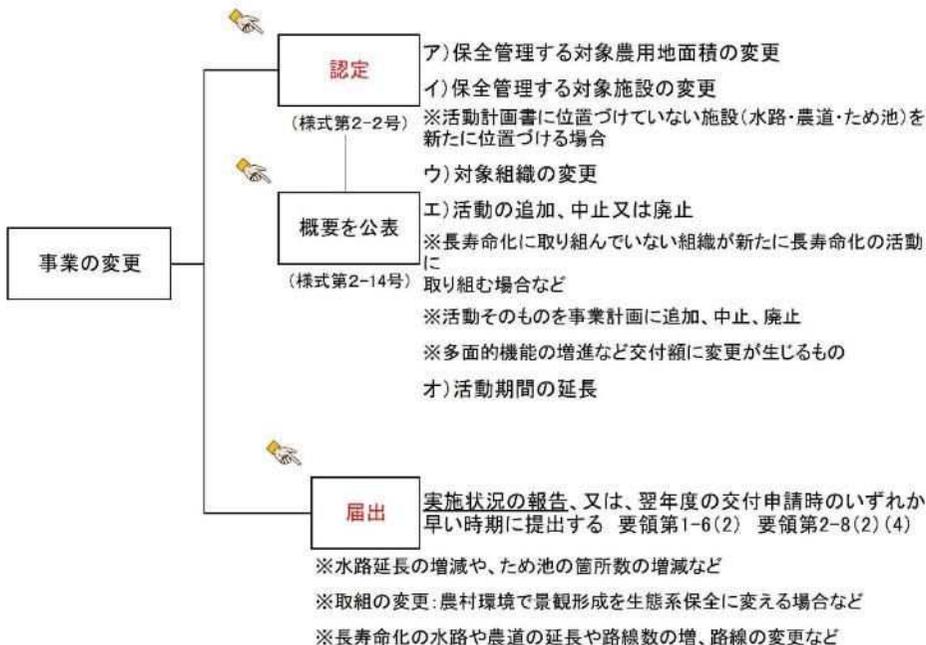
☑活動期間は、**原則5年間**です(実施要領 第1-4(1) Q&A168参照)

☑長寿命化の活動期間(Q&A133参照)
「3年間以上の活動期間とするよう指導している…**機能診断を実施した結果…3年間未**
満の活動期間とすることが可能である」⇒事業計画の変更認定が必要



変更には「**認定**」と「**届出**」
があります。活動期間中に取組
内容を変えた場合は変更して
ください。
・認定のア～オ以外の事項に
ついては**届出**になります。

☑事業計画の変更 維持 (実施要綱 別紙1第5-5事業計画の変更)
向上 (実施要綱 別紙2第5-6事業計画の変更)



活動計画書に位置づけてない活動はできません。
活動計画書と実績が合うようにしてください。

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1					計	うち遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限
	田	畑	草地	採草放牧地			
多面 支払	10,000a	1,000a	100a		11,100 a	50 a	円
中山間 直払	a	a	a	a	a	a	円
	補助料	補助料	補助料	補助料			
取組 環境 面積 直払※2						a	円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
 ※2 環境直払に取り組む場合は、Ⅳの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

面積には「**認定農用地**」と「**対象農用地**」
があります。
 認定農用地 = 活動する範囲の面積
 対象農用地 = 交付金の対象となる面積

申請書において、認定農用地と対象農用地の
面積に差がある場合は取り込んで良い土地
なのか確認して下さい。

☑協定農用地及び認定農用地: 活動組織が共同活動を実施する農用地(活動範囲)

☑対象農用地: 交付金の算定の対象になる農用地

☑認定農用地、対象農用地に農振白地を取り込むことができる。

☑対象農用地の区分(田とは?、畑とは?、草地とは?)

田: たん水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地。

畑: 田及び草地を除くものとし、樹園地を含むものとする。

草地: 牧草専用地及び採草放牧地とする。

☑対象農用地の地目の判断は何によるのか(Q&A48参照)

「…地域資源の現況から総合的に判断する」

☑遊休農用地を活動計画書に位置付けて対象農用地として良いのか(Q&A61)

「…可能である。…活動期間内に遊休農地を解消する必要がある。」

☑活動計画書に位置づけて、遊休農地を解消した時は、活動計画書を変更し実績報告と一緒に届け出る。

☑「遊休農地等」の用語の定義いかん(Q&A63参照)

現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能な農地のうち、人力・農業機械で農業生産が再開できない土地
 ⇒人力・農業機械で営農ができる土地は多面の遊休農地ではない。



・遊休農地を活動計画書に位置付ける場合はこの欄に記載します。
 ・位置付けた場合は活動期間中に**遊休農地を解消**する事が必須になります。



認定農用地及び協定農用地は、**活動する範囲**です。
 これ以外の範囲で活動することは出来ません。

2. 実施区域内の農用地、施設

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	8.2 km	7.5 km	5 箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象 施設	0.3km 2ヶ所	1.5 km	3 箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

- ☑施設とは、水路、農道、ため池です。
- ☑国道、県道、市町村道等は対象外です。
- ☑延長等を算出した資料(調書・図面)は必ず保管してください。

3. 実施区域位置図
別添1「実施区域位置図」のとおり

- ☑詳細な図示は必要ありませんが、活動する範囲がハッキリ分かるように作成してください。
- ☑作成は「活動の手引きを参照してください。

4. 組織構成員一覧
別添2「構成員一覧」のとおり
※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
100 a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

- ☑施設の草刈りや泥上げなどの保全活動は、水土里サークル活動で取り組んでください。

- ☑中山間直払(集落協定)組織と水土里サークル組織で話し合いを行い活動が重複しないようにしてください。



認定農用地内の水路・農道
ため池の数量を記載します。

施設とは
農業用の用排水路・農道・ため池
です。
※集荷場・機械センター等は該当しません。

白抜きには長寿命化を行う数量を記載します。

道・水路で附带施設がある所は単位を**ヶ所**にして追記して下さい。

中山間直払いと重複する面積を記載します。
※**重複区間は多面の交付金で実施**
します。



草刈り等の保全活動は**水土里**
サークル活動の経費を充てて
活動します。

多面的機能支払に係る活動計画 < 1号事業様式・(別紙1)>

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書 (1号事業様式)

II. 1号事業 (多面的機能支払)

対象組織が「広域活動組織」の場合は○ ⇒

☑対象組織は、「広域活動組織」と「活動組織」があります。(実施要綱(別紙1第2参照))

☑広域活動組織は、200ha以上(条件不利地域においては50ha以上200ha未満)



水土里サークル活動組織は
広域活動組織と活動組織
があります。

1. 交付金額

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000 a	3,000 円/10a	3,000,000円
畑	1,000a	2,000 円/10a	200,000円
草地	100a	250 円/10a	2,500円
合計	11,100a		3,202,500円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

25 a

(広域化には面積規模の条件があります)

・農用地面積が**200ha以上**
・**条件不利地域**においては**50ha以上200ha未満**
又は協定に参加する**集落3以上**の範囲の規模であれば**広域組織**を設立することができます。

☑対象農用地面積: 交付金の算定の対象になる農用地です。

☑対象農用地面積には「農振白地」を含むことができます。

☑農地維持支払の交付単価は変わりません。

☑地目の判断は、登記簿上の地目ではなく、現況から総合的に判断します。
ハウスは「畑」となります。(Q&A 48~51参照)

・田とは湛水するための畦畔及びかんがい機能を有する土地。(実施要領-第1(1)参照)

☑年度の途中でハウス等が設置された場合、地目を田から畑に変更しなければならないが、農地維持の場合は活動期間5年間は当初のままです。もちろん交付額もかわりません。活動計画書に記載するだけで良いです。ただし、資源向上の共同と長寿命化は変更して認定しなければなりません。(Q&A 54~56参照)

5 広域協定の規模

県基本方針より抜粋

- (1) 広域協定の対象区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地が200ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。
- (2) 上記(1)のほか、中山間地域等の条件不利地域(鹿児島県における中山間地域等直接支払制度の対象地域)においては、50ha以上200ha未満の範囲又は協定に参加する集落が3集落以上の範囲の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

農地維持支払の場合、活動期間中は
田から畑になっても単価を変える必要がないので変更する必要はありません。次の再認定で変更します。

多面的機能支払に係る活動計画 < 1号事業様式・(別紙1)>

(2) 資源向上支払(共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000a	2,400 円/10a	2,400,000円
畑	1,000a	1,440 円/10a	144,000円
草地	100a	240 円/10a	2,400円
合計	11,100a		2,546,400円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

①②に該当 ⇒ 単価に0.75を乗する
①のみ該当 ⇒ 単価の修正なし
②のみ該当 ⇒ 単価に0.625を乗する
①②に該当しない ⇒ 単価に5/6を乗する

- ☑共同活動を5年以上取り組んでいる組織、または、長寿命化の活動をする組織(75%)
- ☑多面的機能の増進を図る活動に取り組まない組織(5/6)

(3) 資源向上支払(長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	10,000a	4,400 円/10a	4,400,000円
畑	1,000a	2,000 円/10a	200,000円
草地	100a	400 円/10a	4,000円
合計	11,100a		4,604,000円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合 ⇒ 〇

集落数×200万円 6,000,000円

- ☑広域活動組織の単価は5/6は関係ありません。
- ☑活動組織は交付単価が変わります？
 - 直営施工を実施しないと5/6。
 - 交付単価を乗じた交付額と集落数に200万円を乗じた額の小さい額が交付額の上限になります。

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	令和 6 年度	令和 年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に参与する法人のことです。

- ☑広域活動組織になれば加算措置を受けることができます。3集落以上又は50ha以上(4万円/年)、200ha以上(8万円/年)、1,000ha以上(16万円/年)を5年間。

取組の条件により交付額が変わります。

多面的機能支払交付金の交付単価の考え方 (10a/円)

取組内容		田	畑	草地	備考		
農地維持		3,000	2,000	250	基本単価		
共同	事業実施の年数	5年未満	〇	2,400	1,440	240	基本単価
			×	2,000	1,200	200	基本単価×5/6
		5年以上	〇	1,800	1,080	180	基本単価×75%
	×		1,500	900	150	基本単価×75%×5/6	
	〇		1,800	1,080	180	基本単価×75%	
	長寿命化の取組	×	1,500	900	150	基本単価×75%×5/6	
〇		4,400	2,000	400	基本単価		
長寿命化	直営施工	〇	4,400	2,000	400	基本単価	
		×	3,666	1,666	333	基本単価×5/6	

活動組織は外注工事で「一部直営施工」を実施しない場合は5/6を乗じた額が交付単価になります。

広域組織は一部直営施工なしでも交付単価は変わりません。

(活動組織の場合)
対象面積×交付単価の交付額と
集落数×200万円の交付額を比較し額の小さい方が
上限になります。

(広域組織の場合)
対象面積×交付単価が交付額になります。

集落数・農業地域類型・地域振興立法の適用・指定棚田地域の該当状況・農振白地

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島

離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払	<input type="text" value="100a"/>	資源向上支払 (共同)	<input type="text" value="100a"/>	資源向上支払 (長寿命化)	<input type="text" value="100a"/>
--------	-----------------------------------	----------------	-----------------------------------	------------------	-----------------------------------

☑集落数:「農林業センサスにおける農業集落数」を記載します。(実施要領第1-4(7)参照)

・集落数は、農地維持支払の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の1) 保全管理の目標と関連します(実施要領 別記1-4参照)

・集落数は、長寿命化の交付金額に関係します(集落数×200万円)

☑農業地域類型:「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分を記載する。(実施要領 第1-4(8)参照)

・農業地域類型・地域振興立法は、「多面的機能の増進を図る活動(任意の活動)」の「60広報活動・農的関係人口の拡大」と関連します。

農業地域類型の中間農業地域若しくは山間農業地域及び地域振興立法(8法)に指定された組織は「60広報活動・農的関係人口の拡大」が任意の活動となる(Q&A 98参照)

「60広報活動・農的関係人口の拡大」は、多様な主体の参画を得るための広報活動になります。農村環境保全活動の広報活動は、地域住民(構成員など)の理解を深める事を目的としています。(Q&A 98~103参照)

広報活動の内容:多面的機能の増進を図る活動の普及や啓発を行うものです。チラシやパンフレット、市町村機関誌等への掲載などになります。(Q&A 101参照)

☑指定棚田地域の該当状況:令和5年4月現在、県内の該当市町村は「いちき串木野市と湧水町・指宿市」です。それ以外は記載不要です。⇒多面的地域に指定棚田が該当するかを確認のこと

☑対象農用地内(交付金の算定)に農振白地を取り込んでいる組織で、白地を交付対象としている組織は記載します。

認定農用地(活動範囲)に白地を取り込んで活動する組織で、白地を交付の対象とするか否か?交付の対象にする場合に記載します。(※農振白地の場所を図示した資料も作成してください)

集落数は「**農林業センサス**」における**農業集落数**になります。

農業地域類型・地域振興立法・棚田指定については、市町村で調べて組織に説明をお願いします。

白地を交付額の算定面積に入れる場合に記載します。

※白地を活動の範囲には入れるが、**交付額の対象には入れない場合は面積は記載しないでください。**



交付金算定の対象として農振農用地区域外の農地(白地)も取り込めますが、活動期間に**転用等がないよう**注意が必要です。

農地維持支払の取組 (1/2)

3. 活動の計画
(1) 農地維持支払 ★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
点検・計画策定	1 点検	○														
	2 年度活動計画の策定	○														
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修・令和8年度受講予定 機械の安全使用に関する研修・・・令和9年度受講予定														
農用地	4 遊休農地発生防止のための保安全管理		○													
	5 畦畔・法面・防風林の草刈り		○										○			
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理				○									○		
水路	7 水路の草刈り		○					○								
	8 水路の泥上げ		○													
	9 水路附帯施設の保守管理		○													
農道	10 農道の草刈り		○					○								
	11 農道側溝の泥上げ				○											
	12 路面の維持				○											
ため池	13 ため池の草刈り		○											○		
	14 ため池の泥上げ													○		
	15 ため池附帯施設の保守管理														○	
共通	16 異常気象時の対応						○									

農地維持の活動は、**点検**(任意様式)を実施し、点検の結果に基づいて「**年度活動計画**(任意様式)」を策定し、年度計画に基づいて「**実践活動**」に取り組んでいきます。

取組は共同で行う活動になります。構成員に通知し草刈り等を行います。無理のない活動になってはいないか？
確認してください。計画した以上の回数になるのはOKですが計画より少ないのはダメです。

毎年度実施する取組(必須): 1 2 4 5 7 8 10 13になります。

点検結果に基づき実施する取組: 6 9 11 12 14 15になります。

3. 事務研修: 活動期間内に1回以上実施(受講)する。できれば年に1回は市町村主催で研修を実施してください(事業の取組状況・予算、事業の見直し、実績の結果、安全管理、会検情報等)

4「遊休農地発生防止のための保安全管理」: 遊休農地が新たに発生しないように、耕作可能な状態を保つ取組。農業用機械(トラクター)で農業生産がすぐ再開できる状態を保つ取組。

※高齢化等で今後、遊休農地となるおそれのある農地も遊休農地と同じ意味として取り扱う。

16異常気象時の対応: 異常気象があれば対応します。異常気象があれば「**見回り**」をすることが取組です(任意様式)。見回りの被害があれば「**応急措置**」を行います。

農地維持の活動は
取組番号(1)から(23)までありますが、
全て実施する必要はありません。

白抜きの部分が「**必須**」の項目です。
必ず実施してください。

(**毎年度実施**する取組) **必須**
1,2,4,5,7,8,10,13

(**点検の結果に基づく**取組)
6,9,11,12,14,15

3.事務・組織運営に関する研修と機械の安全
使用に関する研修は**活動期間内に1回以上**
受講する必要があります。

※活動内容や事務手続きなどに関する
研修会を**市町村単位**で行って下さい。

**必ず実施する取組と点検の結果
でなくても良い取組がある事
を指導して下さい。
要綱基本方針(別紙1、2、3参照)**



(2) 資源向上支払(共同)の1)施設の軽微な補修

(2) 資源向上支払(共同)

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動 ★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
施設の軽微な補修の 計画策定	24 農用地の機能診断	○												
	25 水路の機能診断	○												
	26 農道の機能診断	○												
	27 ため池の機能診断	○												
	28 年度活動計画の策定	○												
施設の軽微な補修の 実践活動	29 機能診断・補修技術等に関する研修	令和9年度に受講予定(活動期間内に1回以上受講)												
	30 農用地の軽微な補修等		○											
	31 水路の軽微な補修等											○		
	32 農道の軽微な補修等		○											
	33 ため池の軽微な補修等											○		

機能診断と計画策定(24~28)は**必須の項目**です。

農地維持活動を取組んでいる場合「**点検**」と同時に「**機能診断**」を実施すれば効率的です。

共同活動の取組: 年度始めに対象施設の「機能診断」を行い、その結果を「記録」します。その結果に基づいて「年間計画」を策定します。実践活動は年度活動計画を基に計画的に取り組みます。

☑機能診断(24~27): 施設の劣化状況等を図見て回り状況を確認します。その結果を経年的に**記録管理**します。

☑年度活動計画の策定(28): 機能診断の結果を踏まえて、実践活動の年度活動計画を策定する。計画的に活動するように指導してください。

☑研修(29): 機能診断や補修技術に関する研修を5年間に1回以上実施(受講)する。**組織が自主的にする研修**や**県・市町村等が主催する研修**になります。

☑実践活動(軽微な補修 30~33): 機能診断の結果に基づき、必要な取組を毎年度実施する。機能診断の結果、補修の必要が無かった場合は実績報告には「**機能診断の結果該当なし**」と記入してください。



・(29)機能診断・補修研修は**活動期間内(5年間)に1回以上**受講して下さい。

・補修等に詳しい**専門業者等**を呼んで**自主的に技術研修**を行っても良いです。

共同活動の軽微な補修と長寿命化の活動の違いは？

資源向上支払（共同）で行う施設の補修・更新等と、資源向上支払（長寿命化）として行う施設の補修・更新等とは具体的にどのような違いがあるのか？

資源向上支払（共同）

活動項目の内容はP39～P42を参照して下さい。

資源向上支払（共同）で行う軽微な補修等の活動は、ホームセンター等で容易に調達可能な資材や機材を用いて、施設の簡易で部分的な補修や施設の改良を行うような活動を想定している。

資源向上支払（長寿命化）

資源向上支払（長寿命化）で行う施設の補修の補修や更新の活動は、共同活動に比べて作業量が大きく、作業内容も高度な施設の補修や更新を行うものです。

例えば、①専門的な技術や経験を有する者の下、専門業者から資材を調達し、建設機械をリースし、農業者や地域住民が手分けして作業を行う（直営施工）。

②建設業者や専門業者に、作業の全部や一部を外注して、組織は出来る作業を組織で行う（一部直営施工）など想定している。

「一部直営施工」を選択して実施しなかった場合は交付単価の6/6が5/6になり、差額を返還する事になります。



農村環境保全活動

活動項目	取組	毎年度の実施時期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
農村環境保全活動 計画策定	34 生物多様性保全計画の策定													
	35 水質保全計画、農地保全計画の策定													
	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定		○											
	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定													
	38 資源循環計画の策定													
農村環境保全活動 実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	計画と合った実践活動を記入してください												
	43 畑からの土砂流出対策（水質保全）													
	45 植栽等の景観形成活動			○					○					
	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）													
	47 その他（景観形成・生活環境保全）													
啓発・普及	51 啓発・普及活動										○			

選択したテーマ(取組)について、計画策定、実践活動、啓発普及を実施します。全て「必須」です。
(共同活動の解説 第3章p97～237参照)

☑計画策定(34～38): 選択したテーマ(取組)について、基本方針、保全方法、活動内容、年度活動計画等を示した計画を策定します。テーマに応じた「計画が策定」してあるか? 確認してください。(認定後でも作成するように指導してください)

☑実践活動(39～50): 選択したテーマ(取組)を、年度活動に基づいて実施してください。実践活動の内容がハッキリしているか確認してください。例えば景観形成の取組が多いですが、「施設への植栽」か「農用地への植栽」か区分を理解しているか? 確認してください。県の基本方針の内容を見ながら審査してください。

☑啓発・普及(51): 選択したテーマに応じた広報活動や啓発活動に取り組みます。広報活動、啓発普及、地域住民との交流活動、学校教育等との連携、行政機関等との連携などテーマに応じた活動を実施します。啓発・普及の取組内容がハッキリしているか? どの活動に取り組むのか? 確認してください。

※農村環境保全活動の「啓発・普及活動」は、農村環境保全活動に対しての地域住民等の理解を深めるための活動になります。多面的機能の増進を図る活動の「60広報活動・農的関係人口」とは違いますので注意してください。



選択したテーマに基づいて**計画策定・実践活動・啓発・普及**の取組を行います。**必須の項目**です。

景観形成活動「45」と「47」の選択の間違いが良くあります。**農用地等に景観形成のための花植え**を行う活動は「**45**」になります。基本方針で取組内容を確認して下さい。

テーマを変えて実施する場合は、**活動計画書を変更**して実績と一緒に**市町村に届出**ます。

51. 啓発・普及

(必須)

<p>① 広報活動</p>	<p>【広報活動】 農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるための活動 <input type="checkbox"/>パンフレットや機関誌等の作成・配布 <input type="checkbox"/>看板の設置 <input type="checkbox"/>ホームページの開設・更新等</p> <p>【啓発活動】 <input type="checkbox"/>地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門員の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得る。</p>
<p>等②と地域の連携 住民との交流の取組、学校教育、行政機関</p>	<p><input type="checkbox"/>地域住民との交流活動 ・農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるため地域住民等との交流活動を行う。 ・景観形成等への認識を高めるため、観察会等を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>学校教育等との連携 ・農村環境保全活動の啓発のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供を、幼稚園や小中学校等と連携し実施する。</p> <p><input type="checkbox"/>行政機関等との連携 ・市町村等が作成する広報誌について、地域の生息生物や景観等についての情報を提供したり、地域の取組を投稿すること。</p>
<p>組め制③ 内に等 内容の域 取内 りの 取決規</p>	<p><input type="checkbox"/>地域内の規制等の取り決め ・農村環境保全活動を推進していくために、規制やルール、約束事などについて、地域で取り組めること。</p>

多面的機能の増進「60. 広報活動・農的関係人口の拡大」とは違います！

多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体(農業者以外の人や団体)の参画の促進や**地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大**のための活動です。

多面的機能の増進活動を地域外に啓発・普及するもので、パンフレットや機関誌を作成し、配付や回覧を行う。看板の設置やホームページの開設・更新等の活動を行います。



(51)啓発・普及は、**農村環境保全活動に特化した活動**になります。

※51と60の取組内容の大きな違い

51、啓発・普及

・**農村環境保全活動**に対する**地域住民等**の理解を深めるための活動。(必須の取組)

60、広報活動・農的関係人口の拡大

・**多面事業**に対して、様々な団体の参加を**地域外**からも呼び込んで農的関係の人口の拡大を図るための活動。(任意の取組)



(60) **広報活動・農的関係人口の拡大**とは**活動が違う**ので注意してください。

2) 多面的機能の増進を図る活動

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組) ★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期												備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用															
	53 農地周りの環境改善活動の強化		○													
	54 地域住民による直営施工															
	55 防災・減災力の強化															
	56 農村環境保全活動の幅広い展開															
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用															
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化															
	59 知事、市町村長が特に認める活動															
	60 広報活動															

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年実施することにも、広報活動を毎年実施してください。ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域の該当ない組織においては広報活動は必須ではありません。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56. を選択した場合に選択⇒ 農村環境保全活動を1テーマ追加 「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ 高度な保全活動の取組内容

! 「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」,
「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

59. 都道府県、市町村長が特に認める活動 を選択した場合、具体的な活動内容を記載してください。



この活動は「任意」の活動ですが、選択して取組まなかった場合は、共同活動の交付単価が6/6から5/6になり、返還が発生します。



地域に合った内容を取り組むよう指導をお願いします。

60 「広報活動・農的関係人口の拡大」

・地域外からの共同活動に参加する者の呼び込み活動も対象とすることで活動に参加する多様な人材を確保する事を目的としています。

・多面の増進(52~59)を選択の場合、都市的地域または、平地農業地域に該当する組織は(60)の活動が必須になります。

※上記地域に該当しない組織は任意です。

この活動は任意の取組になります。取り組む場合は必ず選択した項目を実施してください。取り組まない場合は交付単価が5/6になります。

☑52遊休農地が有る場合や発生しそうな組織が、遊休農地を有効活用して地域ぐるみで取り組みます。取り組む内容を確認してください。

☑53農地周辺のヤブ等の伐採や農地へ侵入する竹根の防止などの活動になります。この活動は取り組みやすいです。

☑54地域住民による施設の補修など地域住民が参加した直営施工です。長寿命化の直営施工とは関係ありませんので注意してください。内容を確認してください。

☑56農村環境の幅広い展開:この活動は農村環境の活動に1つ追加(同じテーマはダメ)して実施します。無理な活動にならないように指導してください。

☑58農村文化の伝承:祭りは農業に関するものに限定する必要があります。活動内容を説明出来る資料を整理するように検討・指導してください。(任意様式参照)

☑60「都市的地域」「平地農業地域」に指定してある組織は必須です。ただし、「中間農業地域」「山間農業地域」及び「特農」「山村」「過疎」「半島」「沖繩」「奄美」「小笠原」に指定された組織は任意となります。(Q&A98参照)※任意ですので組織に説明し取り組んでください。

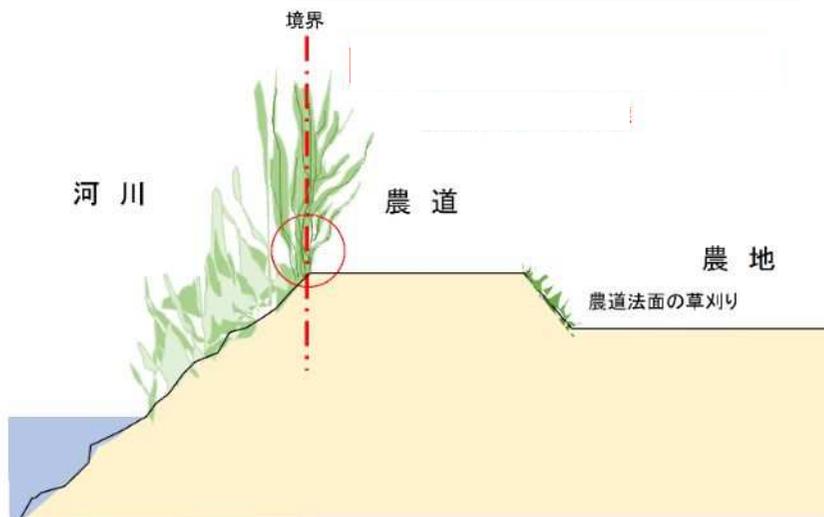


これらの注意事項をよく読んで指導をお願いします。

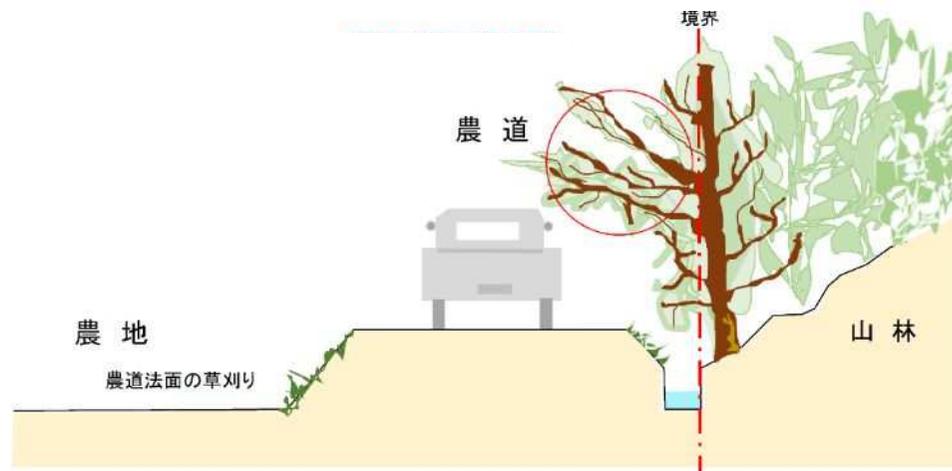
多面的機能の増進を図る活動（53.鳥獣被害防止対策及び環境保全活動の強化）

イメージ図

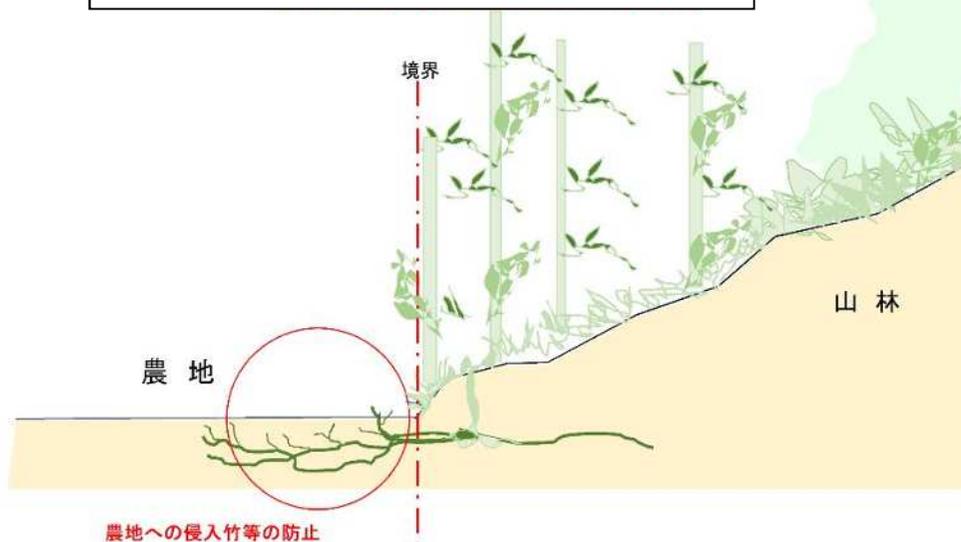
河川管理者の承諾を得て、
通行に支障のある草木を伐採します。



山林管理者の承諾を得て、
通行に支障のある枝等を伐採します。



山林管理者の承諾を得て、
農地に支障のある竹や樹木の根等を除去します。



「53」の取組で、鳥獣害対策のための電柵及びフェンス等の資材は本交付金では購入出来ません。交付金が充てられるのは設置に係る労務費を想定しています。資材については、県や市町村の獣害対策事業等で購入するよう指導をお願いします。 Q & A 18~19参照

多面的機能の増進を図る活動の中で
「53：鳥獣被害防止・・・活動」は
保全区域廻りの刈払い作業で要件
達成なのでお勧めです。



多面的機能の増進を図る活動（58.農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化）

(任意様式6号) 多面的機能の増進を図る活動 年度活動計画

- 【取組】 58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
- 【活動内容】 農業体験及び伝統芸能「豊年踊り」
- 【取組概要】 子供会や老人会等を交えた農業体験(田植え・稲刈り・餅つき)交流会を開催し、併せて地域の伝統芸能である「豊年踊り」の供宴も行い、その練習や話し合いを通じ、世代間の交流や地域のつながりを深める。

年度活動計画

月	活動項目・内容	主な参加者(役割分担)	経費等
4	年度活動計画の策定	水土里環境保全会役員、子供会長、老人会長、青年部会長、集落長、豊年踊り保存会長	水土里環境保全会
5	田植え準備(耕耘・代掻き等)	水土里環境保全会	水土里環境保全会
6	田植え体験	水土里環境保全会、子供会、老人会、青年部、集落、豊年踊り保存会	水土里環境保全会、集落
7			
8	〇〇豊年踊りの練習	青年部、集落、豊年踊り保存会	集落、豊年踊り保存会
9			
10	稲刈り体験、〇〇豊年踊り	水土里環境保全会、子供会、老人会、青年部、集落、豊年踊り保存会	〇〇区、水土里環境保全会
11	後片付け(田んぼの耕耘)、踊り衣装クリーニング	水土里環境保全会	水土里環境保全会、集落、豊年踊り保存会
12	餅つき体験	水土里環境保全会、子供会、集落	集落、水土里環境保全会
1			
2			
3			

※各団体の役割分担や経費の分担等を取り決めて対外的に説明できる活動にしてください。

農業に由来する伝統芸能である事が条件です。
(お田植祭・豊年祭・鬼火焚き・棒踊りなど)

活動組織として、
どんな取組をするのか？
年間の活動計画を作成して
計画的に実施してください。



「58の狙い」

この活動に取組むことにより、
世代間のつながりや交流が活発になり
「**水土里サークル活動への参加者が増えた。**」などの
効果を狙っています。

※この取組は、踊りを行う事ではなく
「**踊りの練習・会場の準備・衣装や道具の管理**」
などの活動を想定しています。
集落などとは**経費のすみ分け**をして計画的に
行います。

長寿命化

(3) 資源向上支払（長寿命化）

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1ー4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。
※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

活動内容			延べ数量	年度計画				
施設区分	取組	内容	(単位はkmか 箇所を選択)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
水路	61 水路の補修	水路○-○の老朽化部分の目地補修を行う	0.03 km	○	○			
水路	62 水路の更新等	土水路からコンクリート水路への更新	0.24 km			○	○	○
農道	63 農道の補修	農道○-○の路肩及び法面の補修	1.54 km		○	○		
ため池	66 ため池（附帯施設）の更新等	ゲートの更新を行う	3.00 箇所		○	○	○	

機能診断を実施し、診断結果を記録(任意様式2号参照)が作成してあるか?。調査結果に基づいて、優先順位等を検討し長寿命化の対象施設を決めます。

取り組む施設が水路・道路・ため池等があるが、長寿命化を実施する場合は機能診断の結果等を踏まえて判断する。(実施要綱 別紙2第4-2-(2)参照) (Q&A 112)

対象路線が決まれば、長寿命化の基礎資料(任意様式7号参照)を作成し工事費等を算出します。年度交付額、5ヶ年の交付額に合った路線数、延長になるように計画する。

200万円以上の工事の場合は、「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書と一緒に市町村に提出します。市町村は県の定めた要綱基本方針(4 施設の長寿命化に関する事項)を参考に内容を審査してください。また、多面的機能支払交付金で施工しないといけなのか?他の事業等はないか?土地改良区がするべき工事ではないのか?必要に応じて県との協議をした上で認定をしてください。協議した資料等は管理しておいてください。

活動内容は、県基本方針の(別紙3)を参考に記入するように指導してください。

☆直営施工の実施方針について 全て直営施工 一部直営施工 直営施工は実施しない

直営施工:活動組織が自ら施設の補修等を全て、または、一部実施すること(活動の手引き)

直営施工を実施しない場合は、交付単価が5/6になる(実施要綱 別紙2 第6-2(2)-イ 参照)

全て直営施工、一部直営施工を選んでいる組織は、必ず取り組んでください。施工業者は、工事着手から完成検査まで一連の作業(準備工から仮設工設置、構造物の撤去、仮設工、基礎工、水路工...後片付け、完成検査)を行うが、その一部を組織で行う事になります。例えば準備工の水路法面の草刈りを行うなどの活動になります。必ず活動記録に一部直営施工を記載するように指導してください。

「多面的機能の増進を図る活動」の「54 地域住民による直営施工」は内容が違いますので指導してください。

※長寿命化の活動も活動記録簿に記録するように指導してください(現地説明、入札、一部直営施工、中間検査、完成検査等)

•水路のある地域は「水路」を優先して位置付けてください。農道だけの計画にならない事。

•5ヶ年の交付額にあった整備計画を立てて下さい。

•工事1件当たり200万円を越える施設は「長寿命化整備計画書」を作成して市町村の審査を受けます。

※多面で行う整備内容か?
他にやるべき事業はないか?

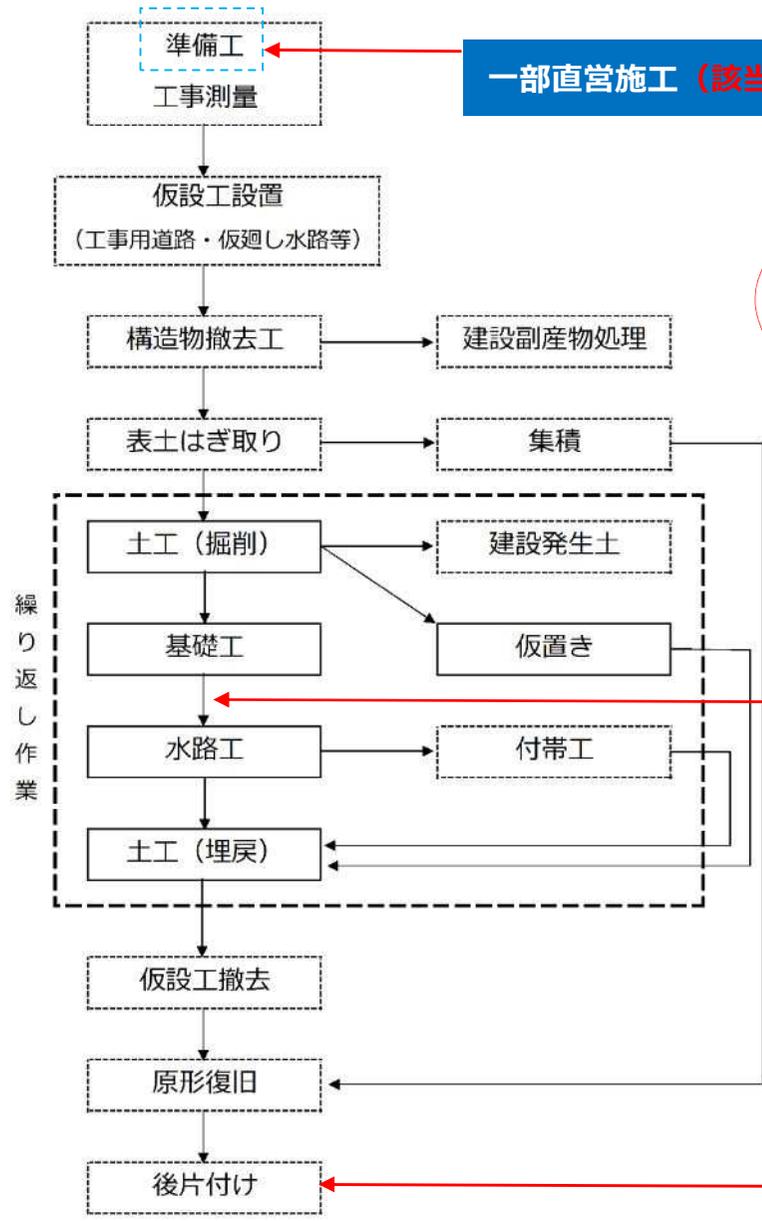
直営施工等を選択している組織は必ず取り組んでください。
交付額に影響する取組です。未実施の場合交付金の返還もあります。
(記録写真も必要です)



直営施工を実施 = 交付単価の6/6
" 未実施 = 交付単価の5/6

(54) 「地域住民による直営施工」とは農業者や地域住民が施設の軽微な補修や環境保全施設の設置等を直営で行う取組です。
※長寿命化の直営施工とは関係ありません。
注意して下さい。

一部直営施工とはどんな事をするのか 例(水路工事の場合)



施工業者が行うべき工程の一部を活動組織が直営で実施します。
 工事箇所の草刈り・資材運搬・後片付けなど



一部直営施工 (資材の運搬)

※外注工事においては、一部直営施工の他に施工業者への現地説明・見積もり・完成検査等も活動記録に記載して下さい。取組番号は(61~121)を使用します。

一部直営施工 (後片付け)

(様式第1-4号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

工事1件あたり200万円の考え方は
多面の活動の手引き(P33)を参考にしてください。

農林水産省様式

〇年〇月〇日

組織名: あいうえお活動組織

長寿命化整備計画書

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、**工事1件あたり200万円**以上となることが明らかな活動について、下記に記載してください。
なお、1つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。
また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

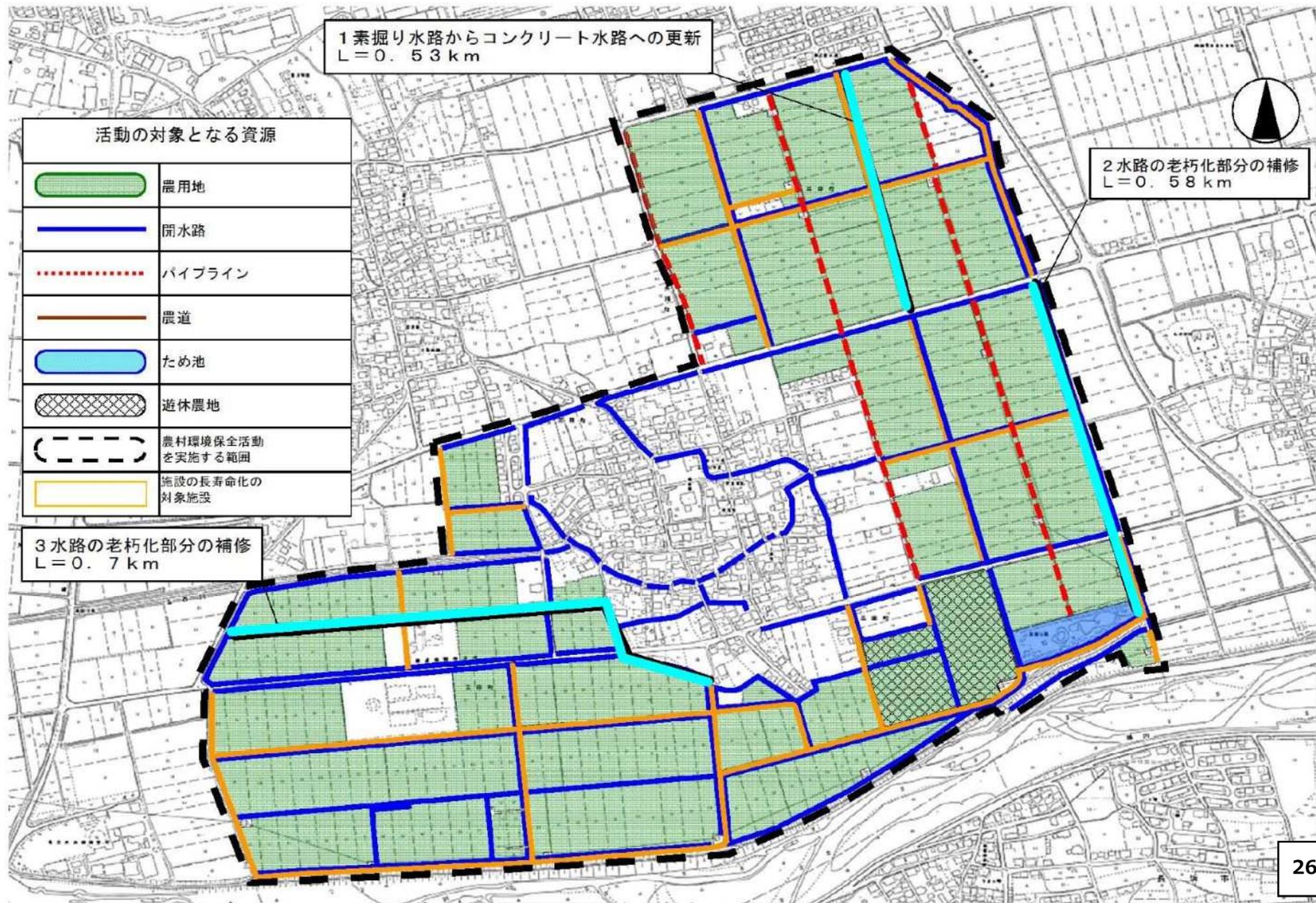
番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの概算事業費	備考
1	〇〇用水路	不明	-	土水路 幅〇〇mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である。	コンクリート水路として更新する。	0.53km	令和4年度	280万円	
2	〇〇用水路	昭和41年	昭和60年	コンクリート水路 幅〇〇mm	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊があり、水路の一部区間が破損している。	シーリング材等を塗布してひび割れを被覆する。	0.58km	令和4年度	230万円	
3	〇〇排水路	昭50年代	-	コンクリート水路 幅 〇〇mm 高さ 〇〇mm	経年変化による戸当たり金物の腐食及び水密ゴムの劣化がみられる。	コンクリート水路の更新。	0.70km	令和5年度	210万円	
4										
5		要綱基本方針の実施活動の名称を使用する			任意様式7号(長寿命化の基礎資料)P33を参考に記載				・概算事業費は妥当か ・ポンプ等については見積もりを取る	

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



(様式第1-5号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知別紙2の第5の5の(1)のニに基づき、〇〇活動組織(以下「活動組織」という。)と〇〇土地改良区(以下「土地改良区」という。)は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

(活動の対象となる施設及び内容)

- 第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。
- 2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

(工事の施行に関する条件)

- 第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- 2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要な工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。
- 3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(その他)

- 第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

あいいうえお活動組織

住 所 〇〇県△△市〇町〇-〇-〇

代 表 多面 太郎

〇〇土地改良区

住 所

理事長 〇〇〇〇

土地改良区が管理する施設がある場合は「**工事に関する確認書**」を作成し、市町村へ提出してください。

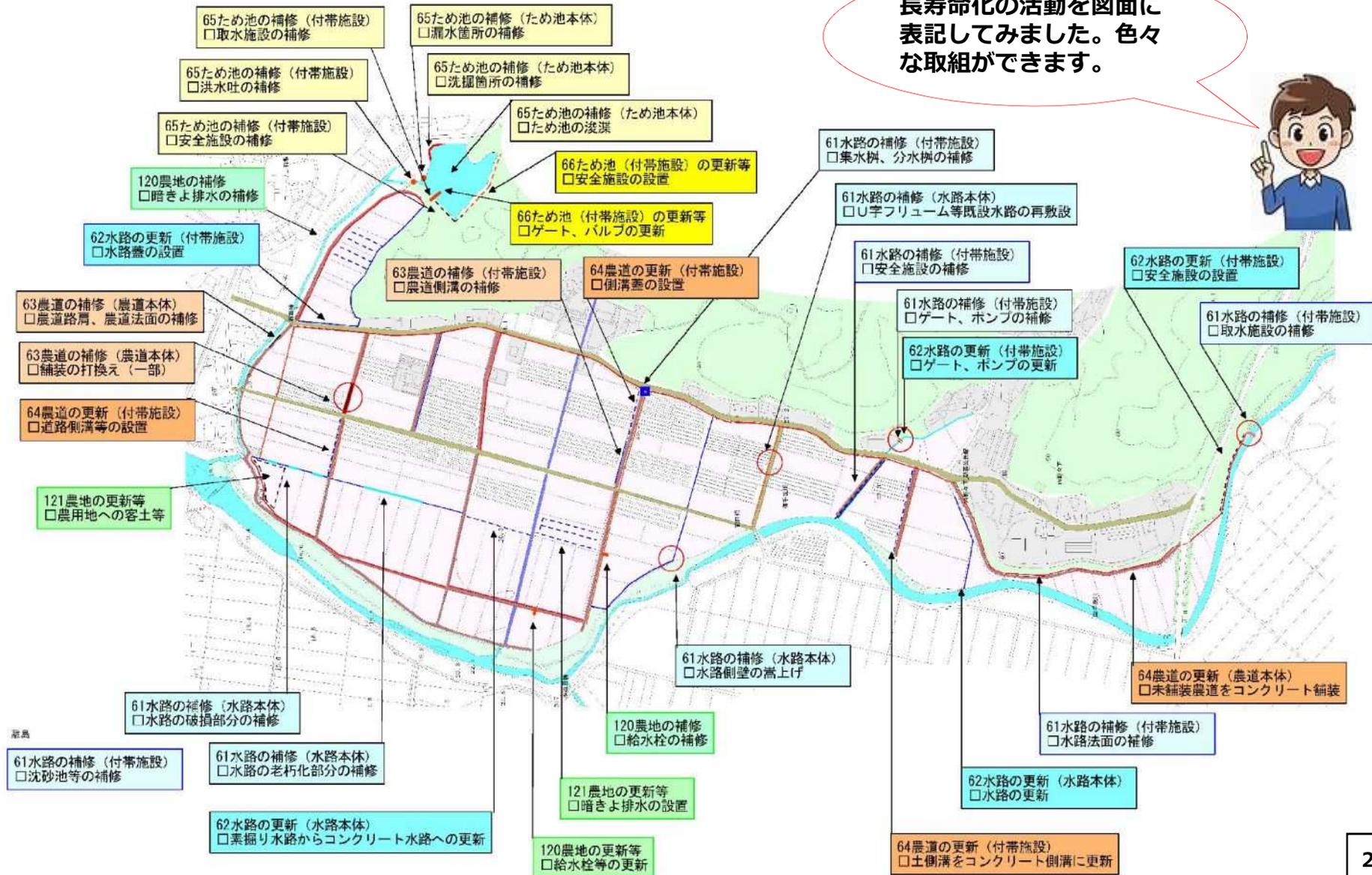
土地改良区等との協議内容に応じて不要な記述は削除して下さい。

土地改良区との**活動の区分**や他の事業で整備計画等はないか事前に協議して下さい。

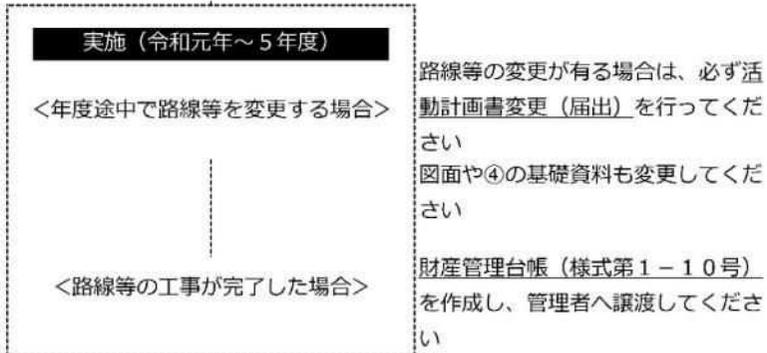
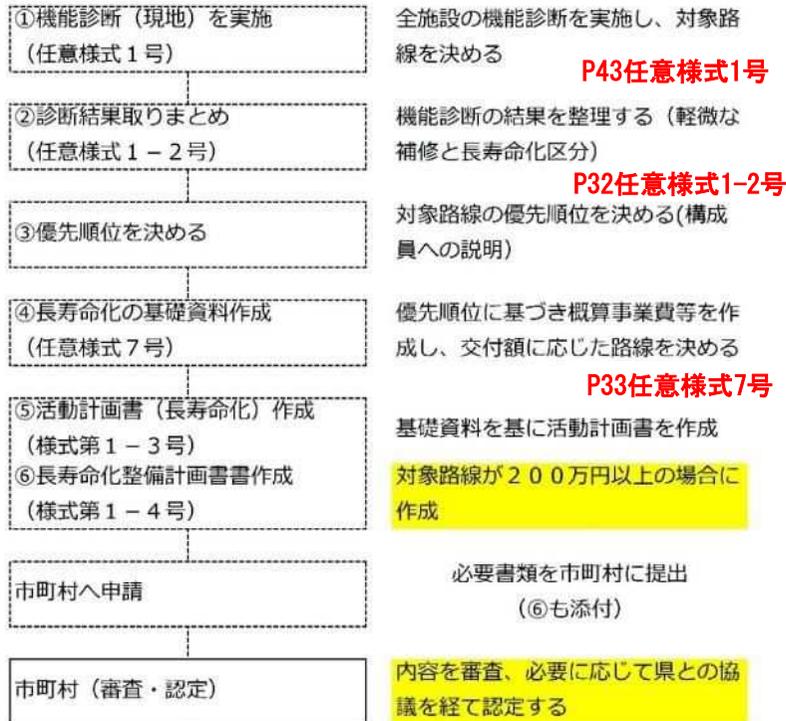


長寿命化に取り組みについて

長寿命化の活動を図面に表記してみました。色々な取組ができます。



長寿命化作業フロー



未舗装農道を砂利舗装に更新



素掘り水路からコンクリート水路へ更新

長寿命化の活動は、**機能診断**から始まり計画書作成及び工事完了後の施設管理者への**財産譲渡**までです。



完成した施設は必ず**施設管理者**に**財産譲渡**して下さい。

機能診断を実施します（水路・農道・ため池）

【診断結果の例】

（水路）

- ・ ひび割れや欠損・側壁の倒壊
- ・ 漏水・不同沈下・パイプラインの破損
- ・ ゲートの不具合など

（農道）

- ・ 路面のひび割れ・沈下・破損
- ・ 路肩や法面の浸食など

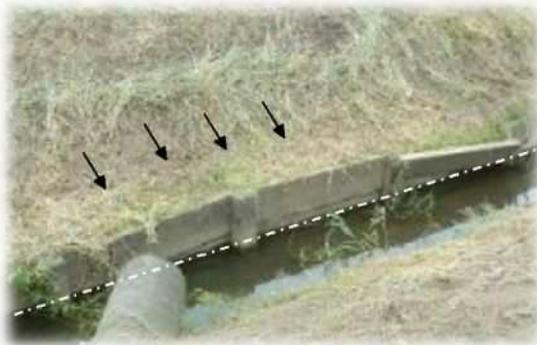
（ため池）

- ・ 斜樋等の破損や陥落・堤体の亀裂や漏水
- ・ 浸食など

まずは「機能診断」を実施してください。
農地維持活動の「点検」も同時に行うと効率的です。



水路の機能診断



□水路側壁のはらみ修正



□水路側壁のはらみ修正



□側壁の裏込め材の充填



□水路に付着した藻の除去



□破損施設の補修



□水路法面初期補修



□給水栓ボックス基礎部の補強（洗掘）



□安全施設の適正管理



□破損施設の補修

機能診断の取りまとめ(必須)

機能診断記録簿											
機能診断							修復記録				
点検年度	施設名	整備年度	改修年度	施設区分	施設の概要	診断結果	延長等	活動区分	実施年度	修復内容	備考
26	2号排水路	不明	—	水路	土水路幅 500mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失、泥上げ等の日常管理が困難である	530m	長寿命化	平成27年度	U型水路600型として更新(L=380m)	(株)〇〇工務店
26	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	長寿命化	平成28年度	U型水路600型として更新(L=150m)	(株)〇〇建設 ※譲渡済
27	3号用水路	昭和41年	昭和60年	水路	コンクリート 水路幅 500mm	部分的にひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊がある	580m	長寿命化	平成28年度	シーリング材を塗布してひび割れを被服(L=580m)	□□建設(株) ※譲渡済
27	5号用水路	昭和40年	昭和60年	水路	コンクリート 水路幅 600mm	路線の一部がひび割れや欠損、目地の劣化などコンクリート面の摩耗など老朽化がみられる	700m	長寿命化	平成29年度	水路の老朽化部分の補修対策を行う(L=700m)	(株)△△土木 ※譲渡済
27	9号用水路	昭和40年	—	水路	コンクリート 水路幅 300mm	目地の破損が見られ漏水があり、水管理が困難である	100m	共同活動	平成29年度	目地をシーリング材を充填(100m)	〇〇建設(株)
<p>この工事は共同活動の軽微な補修ですか？ 工事内容からすると長寿命化の活動か？</p> <p>この路線は水土里サークル活動の取組で する内容？</p>											
⋮											
⋮											
2	〇〇揚水機	昭和50年代	平成19年	水路	ゲート 幅1000 高さ600	経年変化による戸当たり金物の腐食及び水密ゴムの劣化がみられる	1箇所	共同活動	平成30年度	補修材及び塗料の塗布、水密ゴムの交換	(株)〇〇建設 ※〇〇ゲー(ト株)

※状況確認(機能診断)を行い"その結果を経年的に記録管理"する(必須)



(任意様式7号)

長寿命化の基礎資料(5力年)

※事業費が200万円以上となる場合は、「長寿命化整備計画書」を作成します。

資源向上支払(長寿命化)

図面 番号	施設区分	対象活動		数 量		概算事業費		年度計画(円)					6年以降	
		取組	内容	延長	単位	規格等	単価(円)	事業費(円)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		R10年度
①	水路	62水路の更新等	水路の更新(1号用水路)	100	m	F300	15,000	1,500,000	1,500,000					
②	農道	63農道の補修	舗装の打替え(一部(20号農道))	120	m	4.0/5.0	20,000	2,400,000	2,400,000					
③	水路	62水路の更新等	水路の更新(5号用水路)	210	m	F300	15,000	3,150,000	1,100,000	2,050,000				
④	水路	62水路の更新等	水路の更新(7号用水路)	70	m	w=3.0	15,000	1,050,000		1,050,000				
⑤	農道	64農道の更新等	未舗装農道をコンクリート舗装(2号農道)	150	m	3.0/4.0	15,000	2,250,000		1,900,000	350,000			
⑥	水路	62水路の更新等	水路の更新(6号排水路)	80	m	F300	15,000	1,200,000			1,200,000			
⑦	水路	62水路の更新等	素掘り水路からコンクリート水路(3号排水路)	110	m	F300	15,000	1,650,000			1,650,000			
⑧	水路	61水路の補修	集水柵、分水柵の補修	28	箇所	B=1000	80,000	2,240,000			1,800,000	440,000		
⑨	水路	61水路の補修	ゲート、ポンプの補修(A堰・D堰)	2	箇所		500,000	1,000,000				1,000,000		
⑩	農道	64農道の更新等	未舗装農道をコンクリート舗装(2号農道)9号農道)	220	m	3.0/4.0	15,000	3,300,000				3,300,000		
⑪	水路	62水路の更新等	水路の更新(13号排水路)	320	m	F300	15,000	4,800,000				260,000	4,540,000	460,000
⑫	農道	64農道の更新等	未舗装農道をコンクリート舗装(16号農道)	200	m	3.0/4.0	15,000	3,000,000					460,000	2,540,000
Σ		Σ	Σ	Σ		Σ	Σ	Σ						
⑤0	農道	63農道の補修	舗装の打替え(22号道路)	210	m	W=3.0m	15,000	2,000,000						
合計								38,570,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	3,000,000
							年度当たり交付額	5,000,000	5力年交付額5,000,000円×5年=25,000,000円					

活動計画書に記載

※交付額に応じた数量で5ヶ年の計画をする。

(3) 資源向上支払(長寿命化)

活動内容			延べ数量	年度計画				
施設区分	取組	内容	(単位はkmか箇所を選択)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
水路	61 水路の更新	集水路・ゲートの補修	30箇所			○	○	
水路	62水路の更新	水路の更新	0.09km	○	○	○	○	○
農道	63農道の補修	舗装(AS)の打替え	0.12km	○				
農道	64農道の更新等	未舗装農道をコンクリート舗装	0.57km		○	○	○	○

診断結果と優先順位により5ヶ年で12路線が対象になりました。



地域資源保全管理構想の策定について

令和5年度 多面的機能支払の活動の手引きより抜粋

■ 地域資源保全管理構想

VI 地域資源保全管理構想

農村の構造変化に対応した保全管理目標を設定して推進活動を実施し、活動期間終了後に農道や水路等が適切に管理できるよう、地域資源保全管理構想を策定します。

【活動のねらい】

農村地域では、過疎化や高齢化、担い手への農地集積の加速化など構造変化が進展しており、今後、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を担う地域の人材の不足や担い手への負担の増加により、その保全管理が困難となることが懸念されます。

このため、担い手を含めた地域内の役割分担・協力体制を明確にし、地域資源を地域で支える体制を構築するほか、地域外の人材の確保や連携の取組を進めること等により、将来にわたって持続的に地域資源を保全管理していく必要があります。

【活動内容】

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、以下の1～3の手順で実施します。

- 1 構造変化に対応した保全管理目標とその内容、目標を実現するために実施すべき推進活動の内容等を活動計画書に位置づける
- 2 計画に位置付けた内容に基づき、地域における話し合いや意向調査等の推進活動を実施
- 3 推進活動の結果を踏まえて、5年間の活動終了時まで、目指すべき保全管理の姿やそれに向けて取り組むべき活動・方策等を「地域資源保全管理構想」として取りまとめる

地域資源の保全管理のための推進活動の取組スケジュール



各段階の詳細な実施手順は、以下に示すとおりです。

1. 保全管理目標や推進活動の内容を計画に位置づける

地域農業の将来像について地域の皆さんで話し合っただき、農用地や水路等の地域資源の①保全管理目標を定めます。これを踏まえ、地域ぐるみで取り組んでいくべき②保全管理の内容とその③活動方向を定めた上で、これを実現する具体的な行動として④活動内容を定めます。

これらの項目については以下に示すとおり、想定される主な内容を活動計画書に例示していますので、該当する項目から選択することにより活動計画書に記載します。該当項目が無い場合は、「その他」の項目に具体的な内容を記載します。

2. 推進活動の実施

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、活動期間中に作成する必要のある「地域資源保全管理構想」を策定する上で重要な活動となります。

このため、活動計画に基づく推進活動の実施に当たっては、次の3.に示す「地域資源保全管理構想」の作成内容を念頭におき、地域における話し合い、検討会の開催、アンケート調査、現地調査等の推進活動を毎年度実施します。

活動を実施した際には、実施日時や内容を活動記録(実施要領様式第1-6号)に記載するとともに、会議資料や議事録、調査結果等の資料を保存しておいてください。市町村が活動の実施状況の確認を行う際の根拠資料として用いるほか、翌年度以降の推進活動の実施や地域資源保全管理構想策定時の基礎資料として重要な資料となるものです。

話し合いの内容や調査結果については、総会等で構成員に周知しましょう。

3. 地域資源保全管理構想の策定

(1) 地域資源保全管理構想とは

「地域資源保全管理構想」は、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を、将来にわたってどのように引き継いでいけば良いのか、地域で話し合っただき、構想としてまとめていただくものです。

具体的な記載内容としては以下のとおりであり、人・農地プランや市町村が定めるビジョン等で整理された農業振興や担い手の育成・確保の方向を踏まえ、話し合いを深めて作成します。

構想は、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の成果を踏まえ、5年間の活動期間の最終年度までに、今後の目指すべき保全管理の姿やこの姿の実現に向けた活動・方策について取りまとめてください。



次の5年間で地域の水路・農道等の資源をどのように保全管理して行くか道筋を立てます

多面的機能支払交付金実施要綱(抄)

制定 平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2254 号
最終改正 令和 5 年 4 月 1 日 4 農振第 3577 号
農林水産事務次官依命通知

(別紙 1)

農地維持支払交付金に係る事業の実施方法

第 1～3 (略)

第 4 対象活動

1 (略)

2 対象組織は、農村振興局長が別に定めるところにより、地域資源の適切な保全管理のための推進活動を実施し、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定するものとする。

3 (略)

第 5～8 (略)

第 9 農地維持支払交付金の返還

1 対象活動の要件の不適合等

(1)～(4) (略)

(5) 市町村長は、地域資源の適切な保全管理のための推進活動による地域資源保全管理構想が作成されなかった場合、対象組織に対して交付した交付金の全額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

(以下略)

※**地域資源保全管理構想を期間内に作成しなかった場合は、交付金の全額を事業認定年度に遡って返還する事になります。**

実施要領－別記1-4－別添より
地域資源保全管理構想策定の様式です。

(別添)

(〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

- (1) 農用地
- (2) 水路、農道、ため池
- (3) その他施設等

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

1、(様式第1-3号)活動計画書の内容を参考にします。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- (1) 農用地について行う活動
- (2) 水路、農道、ため池について行う活動
- (3) その他施設について行う活動

・対象とする活動の範囲、内容を記載する。

2、(様式第1-3号)活動計画書の内容を参考にします。

3. 地域の共同活動の実施体制

- (1) 組織の構成員、意思決定方法
- (2) 構成員の役割分担
 - ① 農用地について行う活動
 - ② 水路、農道、ため池について行う活動
 - ③ その他施設について行う活動

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

3、(様式第1-3号)活動計画書の内容を参考にします。

4. 地域農業の担い手の育成・確保

- (1) 担い手農家の育成・確保
- (2) 農地の利用集積

・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。

4、人・農地プラン等を参考にします。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

・作成後 5 年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

5、皆で話合った内容等を盛り込みます。

(取り組むべき活動・方策の例)

- ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化や NPO 法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

- 1、保全管理を行う施設の名称・場所・規模などを記載。
- 2、年度内に行う主な保全管理活動の内容・時期などを記載。
- 3、構成員の規模や集落数及び総会の決定方法、保全管理の役割分担などを記載
- 4、人・農地プランを参考にどのように担い手の育成・確保を行うか、また農地集積の現状などを記載。
- 5、活動期間内に話し合った意見・意向調査などを参考に今後の保全管理体制を記載。

実施要領様式第1-3号 別紙1(活動計画書)より抜粋

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
点検・ 計画策定	1 点検													
	2 年度活動計画の策定													
研修	3 事務・研修等に関する研修 機械の	○年度(及び○年度)に受講予定(活動期間内に各1回)												
実践活動	4 遊休農地													
	5 畦畔・													
	6 鳥獣害													
	水路	7 水路の												
		8 水路の												
		9 水路附												
	農道	10 農道の												
		11 農道保												
		12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定											
	ため池	13 ため池の草刈り												
		14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
		15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
共通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後												
地域資源の適切な保全管理のための推進活動														

1) 保全管理の目標
2) 保全管理の内容
3) 2)で選んだ内容に取り組む為の今後の活動の方向性
4) 2)で選んだ内容に取り組む為に1項目以上選択して毎年実施します。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。(複数選択可)

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> ①中心経営体との役割分担による保全管理 | <input type="checkbox"/> ④集落間連携や広域的活動による保全管理 |
| <input type="checkbox"/> ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理 | <input type="checkbox"/> ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理 |
| <input type="checkbox"/> ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理 | <input type="checkbox"/> ⑥その他 <input type="text"/> |

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ①農地の利用集積に伴う管理作業 | <input type="checkbox"/> ④共同利用施設の保全管理 |
| <input type="checkbox"/> ②高齢農家の農用地に係る管理作業 | <input type="checkbox"/> ⑤その他 <input type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 | |

3) 2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく活動の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化 | <input type="checkbox"/> ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築 |
| <input type="checkbox"/> ②入り作等の近隣の担い手との協力 | <input type="checkbox"/> ⑥集落間の連携や広域的な活動 |
| <input type="checkbox"/> ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり | <input type="checkbox"/> ⑦その他 <input type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> ④新たな保全管理の担い手の確保 | |

4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する活動を17～23から1項目以上選んでください。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催 | <input type="checkbox"/> 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 |
| <input type="checkbox"/> 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 | <input type="checkbox"/> 22. 有識者等による研修会、検討会の開催 |
| <input type="checkbox"/> 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等 | <input type="checkbox"/> 23. その他 <input type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 | |

多面的機能支払の実施に関する基本方針
(要綱基本方針)より抜粋

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動区分	活動項目	活動要件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催	該当する活動項目を選択し、毎年度実施する。
	18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	
	19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	20 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	
	21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	
	22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催	
	23 その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)	

選択した項目を毎年度実施します。

地域資源保全管理構想 実施要領別記1-4様式別添（記載例）

〇〇地区地域資源保全管理構想
(〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1)農用地

- 田 ○a
- 畑 ○a
- 草地 ○a

※活動計画書の内容を参考にします。

(農用地の範囲・位置は別紙のとおり)

(2)水路、農道、ため池

- 水路 ○km(開水路 ○km、パイプライン ○km)
- 農道 ○km
- ため池 ○箇所

(施設の範囲・位置は別紙のとおり)

(3)その他施設等

- 鳥獣害防護柵 ○箇所
- 防風林 ○箇所
- 防風ネット ○箇所

(施設の範囲・位置は別紙のとおり)

2. 地域の共同活動でを行う保全管理活動

(1)農用地について行う活動

- ・遊休農地等の発生状況の把握 毎年1回(5月)
- ・遊休農地発生防止のための保全活動 毎年1回(6月)
- ・畦畔・農用地法面の草刈 毎年1回(5月)
- ・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
- ・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定

※活動計画書の内容を参考にします。

(2)水路、農道、ため池について行う活動

- 1)水路
 - ・水路の草刈 毎年3回(6月、8月、9月)
 - ・水路の泥上げ 毎年1回(4月)
 - ・施設の適正管理(かんがい期前の注油) 毎年1回(4月)
 - ・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
 - ・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定
- (活動の範囲は別紙のとおり)

2)農道

- ・路肩、法面の草刈 毎年3回(6月、8月、9月)
- ・側溝の泥上げ 毎年1回(4月)
- ・施設の適正管理(農道の路面維持) 点検結果に応じて実施時期を決定
- ・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
- ・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定

(3)その他施設について行う活動

- ・鳥獣害防護柵の適正管理 毎年3回(6月、8月、9月)
- ・防風林の枝払い 毎年1回(4月)
- ・防風ネットの適正管理 毎年1回(4月)

(活動の範囲は別紙のとおり)

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

対象とする活動の範囲、内容を記載する。

3. 地域の共同活動の実施体制 ※活動計画書の内容を参考にします。

- (1)組織の構成員、意思決定方法
 - ・組織の構成員は別紙のとおりとする。
 - ・組織の意思決定は総会により行う。
- (2)構成員の役割分担

担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

活動項目	構成員区分					
	農業者(担い手)	農業者(兼業)	農業者(兼業)	農業者(兼業)	担い手以外	(その他)
①農用地について行う活動	■	■	■	■	□	□
・遊休農地等の発生状況の把握	■	■	■	■	□	□
・遊休農地発生防止のための保全活動	■	■	■	■	□	□
・畦畔・農用地法面の草刈	■	■	■	■	□	□
・異常気象時の見回り	■	■	■	■	□	□
・応急措置	■	■	■	■	□	□
②水路、農道、ため池について行う活動						
1)水路						
・水路の草刈	■	■	■	■	■	□
・水路の泥上げ	■	■	■	■	■	□
・施設の適正管理(かんがい期前の注油)	■	■	■	■	□	□
・異常気象時の見回り	■	■	■	■	□	□
・応急措置	■	■	■	■	□	□
2)農道						
・路肩、法面の草刈	■	■	■	■	■	□
・側溝の泥上げ	■	■	■	■	■	□
・施設の適正管理(農道の路面維持)	■	■	■	■	■	□
・異常気象時の見回り	■	■	■	■	□	□
・応急措置	■	■	■	■	□	□
③その他施設について行う活動						
・鳥獣害防護柵の適正管理	■	■	■	■	□	□
・防風林の枝払い	■	■	■	■	□	□
・防風ネットの適正管理	■	■	■	■	□	□

4. 地域農業の担い手の育成・確保

- (1)担い手農家の育成・確保 ※人・農地プランの内容を参考にします。

【現状の例】

- ・令和〇〇年における認定農業者数は、家族経営〇〇経営体、法人経営〇〇経営体。
- ・認定農業者への農業継続意向調査によると、「経営の継続が困難」と考えている農業者が〇名おり、このままでは5年後には〇〇経営体となることが見込まれる。

【目標の例】

- ・〇〇の施策の活用や〇〇の取組により認定農業者、新規就農者の育成・確保に努めることとし、〇〇年度において〇〇経営体(うち法人〇〇経営体)とすることを目標とする。
- ・法人化を進め、令和〇〇年までに新たに〇〇法人の設立を目指す。
- ・〇〇集落では、令和〇〇年までに、集落の全ての農家が参画した集落営農の組織化により〇〇作業の共同化を目指す。

2) 農地の利用集積

【現状の例】

- ・担い手への農地集積率が〇割と低位にとどまっている。
- ・担い手への農地集積率は〇割であるが、農地が分散している状況。

【目標の例】

- ・農地中間管理機構と市、JAが連携して話し合いを進め、地域内の分散錯綜した農地について面的集積を図りつつ担い手に集積することとし、令和〇〇年における担い手集積率〇%を目指す。
- ・併せて〇〇事業を活用した農地の畦畔除去による大区画化を図ることにより、担い手農家への農地集積と経営規模拡大に対応。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

※組織で話合った内容を盛り込む

【今後の課題、目指すべき姿の例】

- ・過疎化や高齢化に伴う農家戸数の減少により、共同活動を前提としていた施設の維持管理が困難となっている。地域住民を巻き込んだ施設の維持管理体制を構築するため、地域住民とのコミュニケーションを深める必要がある。
- ・集落内には小規模農家、兼業農家しかいないため、隣接する〇〇集落の大規模法人に集積して地域の農業、農地を維持するとともに、地域内の農業者と地域外の担い手の適切な役割分担に基づき地域資源を保全管理する必要がある。
- ・構成員の高齢化、非農業者の増加により、農地法面の草刈や水路の泥上げ等の地域資源の保全管理活動への参加者が減少傾向となっており、少ない人数で効率的に保全活動が行えるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。
- ・離農や後継者不足による耕作面積の縮小により、耕作放棄地の発生・拡大が懸念されており、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を強化する必要がある。
- ・ほ場整備事業の完了から〇〇年が経過し、水路等の施設の老朽化が顕著となっており、施設の長寿命化に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ・集落機能の低下とともに、農村の自然環境に関する意識が薄れており、豊かな生態系が失われることが危惧される。地域の自然環境を保全するため、〇〇等と連携した〇〇活動を行う必要がある。
- ・5年後の地域をまとめるリーダーや役員のなり手がおらず、後任の育成が急務となっている。

【取り組むべき活動・方策の例】

- ・3の(2)の役割分担に基づき地域資源の保全管理を図る。
- ・地域資源の保全管理体制の強化に向け活動組織の広域化を進める(NPO法人化を図る)とともに、これに併せて〇〇活動の担い手として〇〇団体の参画を得ることとする。
- ・農地を保全するための農地周辺部における活動として新たに〇〇の駆除に取り組むこととする。
- ・遊休農地を活用し〇〇を栽培することで、農地の保全を図るとともに、観光資源や地域特産品として活用する。
- ・年に〇回、町の広報誌に保全活動の紹介記事を掲載し、地域を守る取組の魅力を情報発信する。
- ・地域の生態系の保全に資する〇〇活動について、〇〇を活用して積極的にPRすることにより、地域住民の参画を促す。
- ・植栽活動や清掃活動を通じ、地域の景観を良好に保つとともに、「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識を地域住民に醸成し、これまで活動に参加していなかった方に水路や農道等の施設の保全活動への参加を促す。
- ・学校教育と連携し、子供たちに農業用施設の役割や保全管理の重要性について学び理解を深めてもらう。
- ・保全管理の省力化に向け、〇〇事業を活用した簡易な基盤整備により〇〇を整備する。
- ・保全管理の省力化に向け、草刈作業については〇〇農業法人が所有するモアを用いて実施する。

・ 1、2、3の項目は、様式第1 - 3（活動計画書）の内容を参考に記載します。

・ 4の項目は、人・農地プランの内容を参考にします。

・ 5の項目は、今まで組織で話し合った内容を盛り込みます。

・ 先の5年後を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載します。

(R5年4月より)

市町村が作成する地域計画に地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれている場合、地域資源保全管理構想を作成したと見なす事ができるようになりました。

活動項目番号について

活動項目番号表

(農地維持活動)

(活動の手引き R5年度版)

活動項目番号表

赤文字の活動は県独自の取組です。

※運営委員会及び総会等の活動項目番号は**300番**になります。

	活動項目番号
事務処理	200
会議など	300

【農地維持活動】

(地域資源の基礎的な保全活動)

支払区分	活動区分	活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)赤文字は県独自の取組		
1(農地維持)	点検・計画策定	点検	1	遊休農地等の発生状況の把握 施設の点検(水路、農道、ため池)		
		計画策定	2	年度活動計画の策定		
	研修	事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修		3	活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修	
		実践活動	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	4	遊休農地発生防止のための保全管理
	畦畔・法面・防風林の草刈り			5	畦畔・農用地法面等の草刈り 防風林の枝払い・下草の草刈り	
	鳥獣害防護柵等の保守管理			6	鳥獣害防護柵の適正管理 防風ネットの適正管理	
	水路			水路の草刈り	7	水路の草刈り ポンプ場、調整施設等の草刈り
				水路の泥上げ	8	水路の泥上げ ポンプ吸水槽等の泥上げ
				水路附帯施設の保守管理	9	かんがい期前の注油 ゲート類等の保守管理 遮光施設の適正管理 配水操作
	農道		農道の草刈り	10	路肩・法面の草刈り	
			農道側溝の泥上げ	11	側溝の泥上げ	
			路面の維持	12	路面の維持	
	ため池		ため池の草刈り	13	ため池の草刈り	
			ため池の泥上げ	14	ため池の泥上げ	
			ため池附帯施設の保守管理	15	かんがい期前の施設の清掃・防塵 管理道路の管理 遮光施設の適正管理 ゲート類の保守管理 配水操作	
	共通		異常気象時の対応	16	異常気象後の見回り(農用地、水路、農道、ため池) 異常気象後の応急措置(農用地、水路、農道、ため池)	

(地域資源の適切な保全管理のための推進活動)

支払区分	活動区分	活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)赤文字は県独自の取組
1(農地維持)	推進活動	農業者の検討会の開催	17	農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催
		農業者に対する意向調査、現地調査	18	農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
		不在村地主との連絡体制の整備等	19	不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
		集落外住民や地域住民との意見交換等	20	地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催
		地域住民等に対する意向調査等	21	地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
		有識者等による研修会、検討会の開催	22	有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催
		その他	23	-

活動項目番号表 (資源向上・共同活動)

【資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)】
(施設の軽微な補修)

支払区分 2(資源向上)	活動区分	活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)赤文字は県独自の取組	
機能診断・ 計画策定	機能診断	農用地の機能診断	24	施設の機能診断(農用地) 診断結果の記録管理(農用地)	
		水路の機能診断	25	施設の機能診断(水路) 診断結果の記録管理(水路)	
		農道の機能診断	26	施設の機能診断(農道) 診断結果の記録管理(農道)	
		ため池の機能診断	27	施設の機能診断(ため池) 診断結果の記録管理(ため池)	
	計画策定	年度活動計画の策定	28	年度活動計画の策定	
	研修	機能診断・補修技術等に関する研修		29	対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修・更新等に関する研修 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する 新たな施設の設置等に関する研修
		実践活動	農用地	農用地の軽微な補修等	30
	水路				
			農道	農道の軽微な補修等	32
	ため池		ため池の軽微な補修等	33	遮水シートの補修 コンクリート構造物の目地詰め コンクリート構造物の表面劣化への対応 堤体侵食の早期補修 破損施設の補修(ため池の堤体) きめ細やかな雑草対策(ため池の堤体) 破損施設の補修(ため池の附帯施設) 遮光施設の補修等 安全施設の適正管理

活動項目番号表 (資源向上・共同活動)

(農村環境保全活動)					
支払区分	活動区分	テーマ	活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)赤文字は県独自の取組
		2(資源向上)	計画策定	生態系保全	生物多様性保全計画の策定
		水質保全	水質保全計画、農地保全計画の策定	35	水質保全計画の策定 農地の保全に係る計画の策定
		景観形成・生活環境保全	景観形成計画、生活環境保全計画の策定	36	景観形成、生活環境保全計画の策定
		水田貯留機能増進・地下水かん養	水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	37	水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 地下水かん養に係る地域計画の策定
		資源循環	資源循環計画の策定	38	資源循環に係る地域計画の策定
	実践活動	生態系保全	生物の生息状況の把握	39	生物の生息状況の把握
			外来種の駆除	40	外来種の駆除
			その他(生態系保全)	41	生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 水田を活用した生息環境の提供 生物の生活史を考慮した適正管理 放流・植栽を通じた在来生物の育成 希少種の監視
		水質保全	水質モニタリングの実施・記録管理	42	水質モニタリングの実施・記録管理 排水路沿いの林地帯等の適正管理
			畑からの土砂流出対策	43	沈砂池の適正管理 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理
			その他(水質保全)	44	水質保全を考慮した施設の適正管理 水田からの排水(濁水)管理 循環かんがいの実施 非かんがい期における通水 管理作業の省力化による水資源の保全
		景観形成・生活環境保全	植栽等の景観形成活動	45	景観形成のための施設への植栽等 農用地等を活用した景観形成活動
			施設等の定期的な巡回点検・清掃	46	施設等の定期的な巡回点検・清掃
			その他(景観形成・生活環境保全)	47	施設等の定期的な巡回点検・清掃 農業用水の地域用水としての利用・管理 伝統的施設や農法の保全・実施 農用地からの風塵の防止活動
		水田貯留機能増進・地下水かん養	水田の貯留機能向上活動	48	水田の貯留機能向上活動
	水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全		49	水田の地下水かん養機能向上活動 水源かん養林の保全	
	資源循環	地域資源の活用・資源循環活動	50	地域資源の活用・資源循環のための活動	
	啓発・普及	啓発・普及活動	51	広報活動 啓発活動 地域住民等との交流活動 学校教育等との連携 行政機関等との連携 地域内の規制等の取り決め	
(多面的機能の増進を図る活動)					
支払区分	活動区分	活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)赤文字は県独自の取組	
2(資源向上)	増進活動	遊休農地の有効活用	52	遊休農地の有効活用	
		鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の	53	農地周りの共同活動の強化	
		地域住民による直営施工	54	地域住民による直営施工	
		防災・減災力の強化	55	防災・減災力の強化	
		農村環境保全活動の幅広い展開	56	農村環境保全活動の幅広い展開	
		やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	57	医療・福祉との連携	
		農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	58	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
		都道府県、市町村が特に認める活動	59	都道府県、市町村が特に認める活動	
		広報活動・農的関係人口の拡大	60	広報活動・農的関係人口の拡大	

活動項目番号表（長寿命化）

【資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）】

支払区分	活動区分		活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)赤文字は県独自の取組
	実践活動	テーマ			
3(長寿命化)	実践活動	水路	水路の補修	61	水路の破損部分の補修 水路の老朽化部分の補修 水路側壁の嵩上げ U字フリューム等既設水路の再布設 集水柵、分水柵の補修 ゲート、ポンプの補修 安全施設の補修 取水施設の補修 沈砂池等の補修 水路法面の補修
					水路の更新等
		農道	農道の補修	63	農道路肩、農道法面の補修 舗装の打換え(一部) 農道側溝の補修
			農道の更新等	64	未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト) 側溝蓋の設置 土側溝をコンクリート側溝に更新 道路側溝の設置
		ため池	ため池の補修	65	洗掘箇所 ¹⁾ の補修 漏水箇所 ²⁾ の補修 ため池の浚渫 取水施設の補修 洪水吐の補修 安全施設の補修
					ため池(附带施設)の更新等
		農地	補修	120	暗きょ排水の補修 給水栓の補修
			更新等	121	暗きょ排水の設置 給水栓等の更新 農用地等への客土等

※ 都道府県において、要綱基本方針で追加する取組については、取組番号100番台を用いて、上の表に追加すること。

任意様式（参考）

(任意様式1号)		点検・機能診断(現地)		(1/2)		
日時	令和 年 月 日 時: 分 ~ 時: 分					
場所	水上市市〇〇地内					
施設	農用地 水路 (開水路 パイプライン) (農道) ため池					
点検者	山田太郎 鈴木一郎 野茂英雄 長島茂雄 大谷剛平					
点検道具	調書・画板・筆記具・図面・カメラ・巻尺・ボール・メジャー等					
対象施設	点検状況把握				結果	
農用地	点検 (農地維持)	<input type="checkbox"/> 遊休農地は発生していないか (遊休農地になりそうな農地はないか) <input type="checkbox"/> 畦畔・農用地法面・防風林等に草が茂っていないか <input type="checkbox"/> 獣害防護柵、防風ネット等の下草は茂っていないか <input type="checkbox"/> 獣害防護柵、防風ネット等は適正に管理されているか(破れ、転倒等)			有 有 有 有	無 無 無 無
	機能診断 (共同活動) (長寿命化)	<input type="checkbox"/> 畦畔の壊れた箇所はないか <input type="checkbox"/> 農用地法面の壊れた箇所はないか <input type="checkbox"/> 暗渠施設は詰まってないか <input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の壊れた箇所はないか <input type="checkbox"/> 防風ネットの壊れた箇所はないか <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策(カバープランツ・抑草シート等)を行う箇所はないか			有 有 有 有 有	無 無 無 無 無
水路	点検 (農地維持)	<input type="checkbox"/> 水路法面に草が茂り通水機能に障害が生じてないか <input type="checkbox"/> ポンプ場や調整施設等周辺に草が茂った箇所はないか <input type="checkbox"/> 水路に泥が溜まり通水機能に障害が生じてないか <input type="checkbox"/> ポンプ吸水槽等に泥が溜まり通水機能に障害が生じてないか <input type="checkbox"/> 制水弁等がスムーズに動くか(注油の必要はないか) <input type="checkbox"/> ゲート類に腐蝕・劣化等の箇所はないか <input type="checkbox"/> 調整池にアコウ等による通水障害はないか			有 有 有 有 有 有	無 無 無 無 無 無
	機能診断 (共同活動) (長寿命化)	<input type="checkbox"/> 側壁に“はらみ”は発生していないか <input type="checkbox"/> 目地が緩んで開いた箇所はないか <input type="checkbox"/> 水路表面が劣化した箇所はないか <input type="checkbox"/> 不同沈下を起こしている箇所はないか <input type="checkbox"/> 側面背面に土壤浸食により空洞になって箇所はないか <input type="checkbox"/> 水路の藻などが付着した箇所はないか <input type="checkbox"/> 水路法面に壊れた箇所はないか <input type="checkbox"/> 水路に破損した箇所はないか <input type="checkbox"/> パイプライン及び排泥工等に土砂が堆積した箇所はないか <input type="checkbox"/> パイプラインに破損箇所等はないか <input type="checkbox"/> ゲート等の施設に破損した箇所はないか <input type="checkbox"/> ゲートの開閉がスムーズにできない箇所はないか <input type="checkbox"/> 安全施設に壊れた箇所はないか			有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有	無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無
農道	点検 (農地維持)	<input type="checkbox"/> 路肩、法面に草が茂り通行に障害が生じてないか <input type="checkbox"/> 側溝に泥が溜まり通水機能に障害が生じてないか <input type="checkbox"/> 路面に窪みや水たまりの箇所はないか			有 有 有	無 無 無

※農地維持(遊休農地の発生)と共同活動(多面的機能の増進)※遊休農地の有効活用は関連

(任意様式1号)		点検・機能診断(現地)		(2/2)	
対象施設	点検状況把握				結果
農道	機能診断 (共同活動) (長寿命化)	<input type="checkbox"/> 路肩、法面に浸食した箇所はないか <input type="checkbox"/> 破損箇所や老朽化した箇所はないか <input type="checkbox"/> 路面に、穴や窪みが出来た箇所はないか <input type="checkbox"/> アスファルト舗装等の路面にひび割れはないか <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策(カバープランツ・抑草シート等)を行う箇所はないか <input type="checkbox"/> 側溝の目地が緩んで開いた箇所はないか <input type="checkbox"/> 不同沈下を起こしている箇所はないか <input type="checkbox"/> 側面背面に土壤浸食により空洞になって箇所はないか <input type="checkbox"/> 水路に破損した箇所はないか		有 有 有 有 有 有 有	無 無 無 無 無 無 無
		ため池	点検 (農地維持)	<input type="checkbox"/> ため池や周辺に草が茂り機能に障害が生じてないか <input type="checkbox"/> 泥が溜まり貯水機能に障害が生じてないか <input type="checkbox"/> 取水口周辺に、取水を阻害するようなゴミ等はないか <input type="checkbox"/> 管理道路の草の繁茂、路面の凸凹などはないか <input type="checkbox"/> ゲート類に腐蝕や破損はないか	
ため池	機能診断 (共同活動) (長寿命化)		<input type="checkbox"/> 遮水シートに破損箇所はないか <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の目地劣化はみられないか <input type="checkbox"/> 堤体表面に浸食がみられないか <input type="checkbox"/> 洪水吐に破損や老朽化した箇所はないか <input type="checkbox"/> 安全施設の破損や老朽化した箇所はないか (転落防止柵、立入防止)		有 有 有 有 有

施設の長寿命化のための活動(農地に関する活動)に取り組む場合)

農地	120補修	<input type="checkbox"/> 暗渠排水の一部が破損していないか <input type="checkbox"/> 給水栓の一部が破損していないか	有 有	無 無
	121更新等	<input type="checkbox"/> (暗渠排水) 湿田により遊休農地が発生しそうな農地であるか <input type="checkbox"/> (給水栓等) 老朽化等により機能に支障が生じてないか <input type="checkbox"/> (客土等) 遊休農地が発生するような農地があるか	有 有 有	無 無 無

※121更新等:暗渠排水の設置や農用地への客土等は、遊休農地発生防止が目的です

※120、121の活動は鹿児島県独自の活動です(県基本方針・別紙3参照)

多面的機能の増進を図る活動(共同活動)			
53 農地周りの環境改善活動の強化	<input type="checkbox"/> 農地周りの藪等は繁っていないか	有	無
	<input type="checkbox"/> 農地周りの山から竹などが倒れてないか	有	無
	<input type="checkbox"/> 農地へ侵入した竹等はないか	有	無
	<input type="checkbox"/> イノシシ等の被害は発生していないか	有	無
	<input type="checkbox"/> 農地周りに獣害の繁殖場となるような箇所はないか	有	無

※共同活動の「多面的機能の増進を図る活動」の「53農地周りの環境改善活動の強化」を選定している場合

機能診断				修復記録							
点検年度	施設名	整備年度	改修年度	施設区分	施設の概要	診断結果	延長等	活動区分	実施年度	修復内容	備考
26	2号排水路	不明	-	水路	土水路幅500mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失、泥上げ等の日常管理が困難である	530m	長寿命化	平成27年度	U型水路600型として更新(L=380m)	(株)○○工務店
26	"	"	"	"	"	"	"	長寿命化	平成28年度	U型水路600型として更新(L=190m) ※譲渡済	(株)○○建設 ※譲渡済
27	3号用水路	昭和41年	昭和60年	水路	コンクリート水路幅500mm	部分的にひび割れや部分的な欠損、側壁の剥離がある	580m	長寿命化	平成28年度	シーリング材を塗布してひび割れを被覆(L=580m)	□建設(株) ※譲渡済
27	5号用水路	昭和40年	昭和60年	水路	コンクリート水路幅600mm	路幅の一部がひび割れや欠損、目地の劣化など、コンクリート面の産廃など老朽化がみられる	700m	長寿命化	平成29年度	水路の老朽化部分の補修対策を行う(L=700m)	(株)△△土木 ※譲渡済
27	9号用水路	昭和40年	-	水路	コンクリート水路幅300mm	目地の破損が見られ、漏水があり、水管理が困難である	100m	共同活動	平成29年度	目地をシーリング材を充填(100m)	○○建設(株) ○○○○ゲ-(-)株
・						(省略)					
・											
・											
・											
2	○○排水機	昭和50年代	平成19年	水路	ゲ-ト幅1000高さ600	経年変化による戸当たり金物の腐食及び水密ゴムの劣化がみられる	1箇所	共同活動	平成30年度	補修材及び塗料の塗布、水密ゴムの交換	(株)○○建設 ※○○ゲ-(-)株

※注記欄(機能診断)を行うIV子の結果を逐次的に記録管理"する(必須)

(任意様式2号)

令和4年度活動計画書(農地維持支払)

取組項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	役割分担
I 農地維持支払													
1 点検(農地、水路、農道、ため池)	○												農業者・非農業者
2 年度活動計画の策定	○												農業者・非農業者
3 事務・経理運営等の研修受講	○												農業者・非農業者
4 遊休農地保全管理	○												農業者・非農業者
5 法面等草刈り	○					○							農業者・非農業者
6 獣害防護柵等保守管理					○								農業者
7 草刈り	○					○							農業者・非農業者
8 水路の泥上げ	○												農業者・非農業者
9 付帯施設の保守管理	○												農業者
10 草刈り	○					○							農業者・非農業者
11 側溝の泥上げ	○												農業者・非農業者
12 路面の維持	○												農業者・非農業者
13 草刈り	○										○		農業者・非農業者
14 ため池の泥上げ											○		農業者
15 付帯施設の保守管理	○												農業者
16 異常気象時の対応(見回り)			○										役員
17~23 地域資源の適切な保全管理												○	農業者・非農業者
20 地域住民等との意見交換会						○							農業者・非農業者
県協議会推進大会(鹿児島市)											○		役員
中間発表(市町村主催)												○	役員
総会の開催(監査・資料作成・開催)												○	役員
実績報告書取りまとめ													

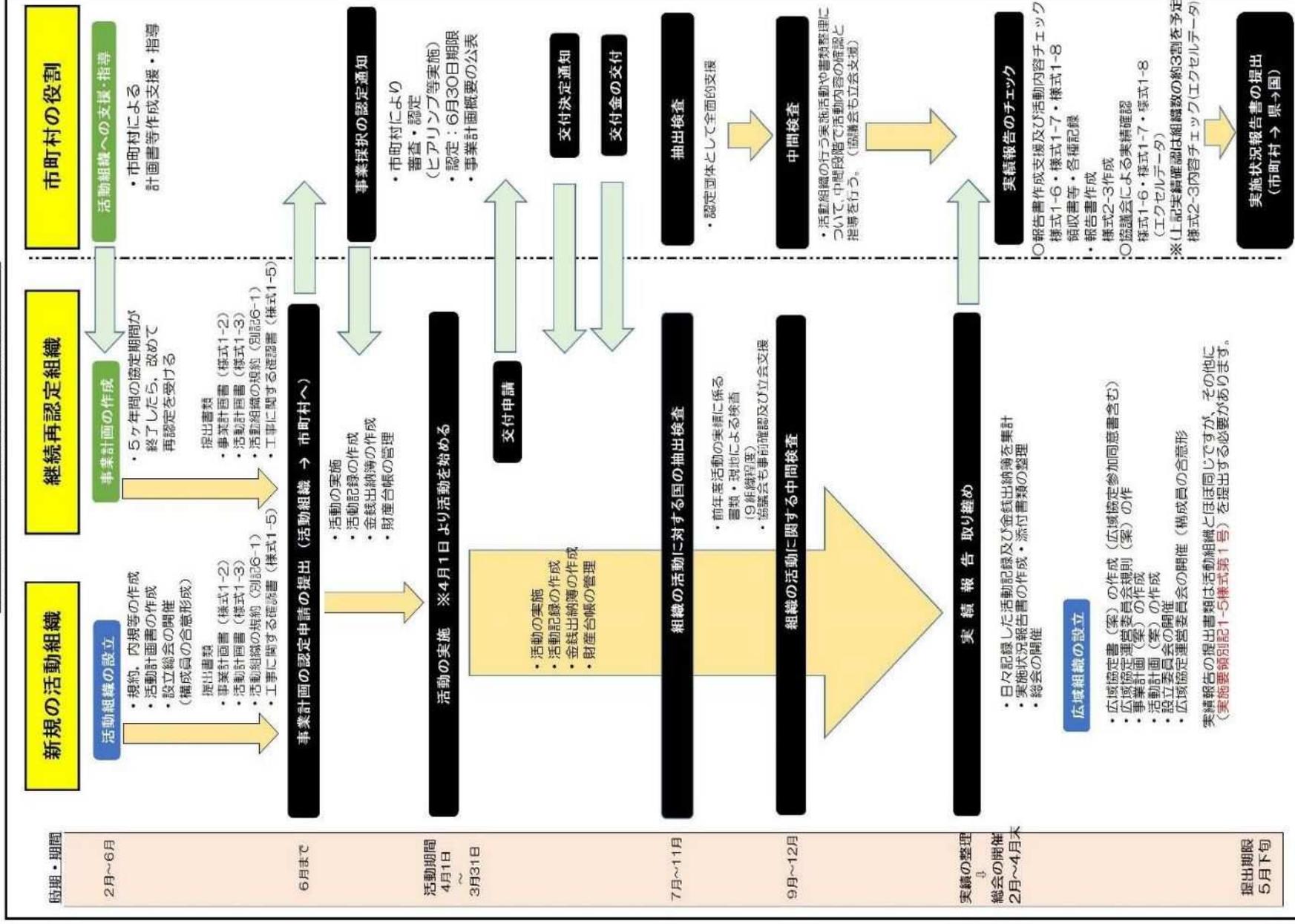
令和4年度活動計画書(共同・長寿命化)

取組項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	役割分担
2 資源向上支払(共同)													
(1) 施設の軽微な補修等													農業者
24 ~27機能診断	○												農業者・非農家
28 年度活動計画の策定	○												農業者
29 補修研修会等受講													農業者・非農家
農用地 30 農用地の軽微な補修		○											農業者・非農家
水路 31 水路の軽微な補修		○											農業者・非農家
農道 32 農道の軽微な補修		○											農業者・非農家
ため池 33 ため池の軽微な補修											○		農業者・非農家
(2) 農村環境保全活動													
34~38 計画策定	○												農業者・非農家
39~50 実践活動													農業者・非農家
45 植栽等の景観形成活動				○									農業者・非農家
51 啓発・普及(小学校との連携)				○									農業者・非農家
(3) 多面的機能の増進を図る活動 52~60													農業者・非農家
53 農地周りの環境改善の強化													
3 資源向上支払(長寿命化) 61~66													
設計・積算	○												役員
指名業者選定~契約締結													役員
工事期間				○									委託業者
直営施工(準備工・草刈り)													農業者・非農家
中間検査立会													市町村・役員
完成検査立会													市町村・役員
工事費の支払												○	役員
財産管理台帳作成												○	役員

異常気象時の対応(見回り) 1/2		現地	
異常気象	大雨 洪水 (台風) 10号 地震		
日時	令和4年8月20日 13:00 ~ 17:00		
場所	水上市環境保全会〇〇地域内		
施設	(農用地) (水路) (農道) ため池		
見回り担当者	山田太郎 鈴木一郎 野茂英雄		
対象施設	見回り状況把握・結果		応急措置
農用地の見回り	<input type="checkbox"/> 畦畔に崩壊等の被害はないか <input checked="" type="checkbox"/> 台風等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔・排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握する。 <input checked="" type="checkbox"/> 異常気象時の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急処置を行う。	<input type="checkbox"/> 畦畔に崩壊等の被害はないか (有) 無 (無) <input type="checkbox"/> 排水口等に被害はないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 農地法面に被害はないか(浸食・崩壊) (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 獣害防護柵、防風ネット等に被害はないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 水田へゴミ等の流入はないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> その他 (有) 無 (有)	<input type="checkbox"/> 有 (無) <input type="checkbox"/> 有 (無) <input type="checkbox"/> 有 (無) <input type="checkbox"/> 有 (無) <input type="checkbox"/> 有 (無)
水路の見回り	<input type="checkbox"/> 台風等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、水路及び地上部のパイプライン付帯施設の見回りを行い、施設状況を把握する。 <input checked="" type="checkbox"/> 異常気象時の見回りの結果、水路等に土砂や雑木等が見られる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行う。	<input type="checkbox"/> 水路や堰に流木やゴミが詰まってないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 取水口に土砂が堆積してないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 水路法面の浸食、崩壊はないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 水路に山側からの土砂が入ってないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 水路に雑木等の倒木はないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> ポンプ場に被害はないか(パイプライン) (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 調整施設等に被害はないか(パイプライン) (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 堰に被害はないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> その他 (有) 無 (有)	<input type="checkbox"/> 有 (無) <input type="checkbox"/> 有 (無)
農道の見回り	<input type="checkbox"/> 台風等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握する。 <input checked="" type="checkbox"/> 異常気象時の見回りの結果、農道に土砂や雑木等が見られた場合や農道の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行う。	<input type="checkbox"/> 道路や側溝にゴミ等が溜まってないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 路肩や法面が崩れてないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 路面に土砂が堆積してないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 路面に倒木がないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 路面の亀裂や段差はないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 砂利が流されてないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> その他 (有) 無 (有)	<input type="checkbox"/> 有 (無) <input type="checkbox"/> 有 (無)
ため池の見回り	<input type="checkbox"/> 台風等が治まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び付帯施設の見回りを行い、施設状況を把握する。 <input checked="" type="checkbox"/> 異常気象時の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等が見られる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行う。	<input type="checkbox"/> ため池内にゴミ等が流入してないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> ため池内に土砂が堆積してないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> ため池内に倒木等はないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 取水口が倒木等により塞がれてないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 堤体に亀裂や陥没、崩れ等はないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 洪水吐等に支障はないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 漏水の発生はないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> 通常の満水時より目立って増えてないか (有) 無 (有) <input type="checkbox"/> その他 (有) 無 (有)	<input type="checkbox"/> 有 (無) <input type="checkbox"/> 有 (無)

その他資料

水土里サークル活動(事務作業フロー)



「分類」欄には、以下の区分から該当する費目を選択し記載して下さい。

番号	支出費目	内容
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材(碎石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
6	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、草刈り機の替刃、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

支出に当たっての留意点 ①

○ 日当

・ 日当の単価は、以下に示すとおり、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にすると、地域の実情を踏まえて決定し、毎年構成員全員に周知して下さい。

- ・ 地域別最低賃金
- ・ 地方公共団体単価
 - ⇒ 都道府県の非常勤職員単価
 - ⇒ 市町村の非常勤職員単価
- ・ 地域別組織単価
 - ⇒ 営農組合単価
 - ⇒ 水利組合単価
 - ⇒ 自治会単価
 - ⇒ 土地改良区単価
 - ⇒ シルバー人材センター単価 等
- ・ 農作業単価
 - ⇒ 市町村農業委員会の農作業標準料金 等
- ・ 公共労務単価
 - ⇒ 公共工事設計労務単価 等

【大切なこと】

- ・ 日当単価を決めるときは参考とした単価をはっきりとしておくこと
- ・ その上で地区事情を考慮したのであれば、その内容も記録整理しておくこと
- ・ 役員手当て日当との関係も整理しておくこと
- ・ 構成員全員に確実に周知させること

支出に当たっての留意点 ②

○ 購入・リース費

- ・ 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
- ・ 購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。

○ 外注費

- ・ 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保安全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
- ・ 外注を行う場合には、3者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めて下さい。

注意すべき不適切な実施例

[作業委託(外注)等の際に見積徴収を行っていない又は見積徴収先が3者未満]

- ・ 外注等(機械リース、機械の購入、事務委託、作業(工事)委託)の際に見積徴収を実施していない。
- ・ 外注等の際の見積徴収について、3者以上に実施していない。

※上記に該当する場合、原則として3者以上から見積徴収を行うよう、今後対応を改善する必要があります。

○ その他

- ・ 共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。



日当や借用機械等の単価は、**市町村が示している単価**もしくは**地域性を考慮した単価**を参考にしてください。

支出費目

「活動の手引き」より抜粋

交付金の支出対象とならない経費

番号	項目	具体例
1	農業者の営農活動にかかる経費	・営農活動に必要なポンプの電気代など農業水利施設の運転経費 ・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費
2	多面的機能の発揮と関連しない経費	・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等
3	他団体への寄付	・他団体への寄付・助成 ・他団体の経常的運営に必要な経費
4	他事業の地元負担への充当	・他事業による施設整備・補修等の地元負担
5	管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費	・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象にすることができる場合があるので、市町村に相談のこと
6	自ら実施する必要があるものに要する経費	・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

※ 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の対象です。

※多面で支出できない経費!!

計画にない**目的外の経費**を支出した場合は、**対象額を返還**する事になります。

この表に該当する物品及び活動等には基本的に多面では支出できないので**組織には周知**をお願いします。



注意すべき不適切な実施例

[本交付金の活動以外又は活動のみに用途の限定が難しいものへの支出]

- ・本交付金の活動と関係性のない食料品、日用品、物品、弁当等へ支出している。
- ・本交付金の活動以外にも使用している事務用品等へ支出している。
- ・認定農用地の区域外や河川・道路等管理者が別途存在し管理する土地での活動へ支出している。
- ・活動組織設立以前の活動へ支出している。

※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。ただし、法令等に基づいて定められた管理者が管理する施設のうち、慣行として地域で管理すべき水路等の施設や農用地と一体的に管理しているものについては、共同活動の対象とすることができる場合があります。

